

令和4年度 関東地方整備局コンプライアンス報告書

令和5年7月18日
関東地方整備局
コンプライアンス推進本部

1. はじめに

高知県内における入札談合事案に関し国土交通本省が公表した調査報告書を受け、関東地方整備局では、コンプライアンス活動について組織的かつ総合的な取組を推進するため、「関東地方整備局コンプライアンス推進指針」を定め、「関東地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）が中心となって、「関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「アドバイザリー委員会」という。）の意見を踏まえ、「関東地方整備局コンプライアンス推進計画」を毎年度策定し、継続した取組を行うこととしている。

本報告書は、令和4年3月22日付けで策定した「令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）の各推進施策に係る取組の実施状況及びそれに対する評価について報告するものである。

2. 推進本部会議・アドバイザリー委員会等の開催について

令和4年度においては、推進本部会議を12回、アドバイザリー委員会を2回開催した外、利根川下流河川事務所発注業務に係るコンプライアンス違反を受け、「再発防止に向けた有識者意見を伺う場」を別途開催した。

☞ 別紙1

3. 推進施策の実施状況と評価

※実線枠内はR4推進計画の記述

(1) 職員等の意識の徹底

① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革

i) 組織のトップによるコンプライアンスの推進等

局長をはじめ、事務所、管理所及び関東道路メンテナンスセンター（以下「事務所等」という。）の組織のトップは、自ら率先して意識改革に取り組むとともに、コンプライアンスの強い意識を継続して表明することにより、職員の意識の改革・向上に引き続き努める。

推進本部員は、事務所等の要請に応じ、現場職員と率直なコミュニケーションを図るための意見交換を積極的に行う。

【実施状況】

コンプライアンスの強い意識の表明については、年度当初の推進本部会議において、局長から「コンプライアンス推進表明」として発言した。さらに、発言内容をイントラネットに掲載することにより、個々の職員に対するコンプライアンスの意識付け、向上を図った。

☞ 別紙2

また、各部署においては、年度当初の幹部会でコンプライアンスに関する訓示・講話等を実施するとともに、発注者綱紀保持や倫理の保持について、幹部会等の機会を捉えて随時、指導・注意喚起した。

さらに、利根川下流事案の発生を受け、緊急事務所長会議を実施するなど、機に応じてコンプライアンスの保持・推進を図った。

なお、推進本部員による、現場職員との意見交換については、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑みながら実施を図った。

☞ 別紙3

【評価】

取組は、おおむね実施されており、次年度も継続するが、より一層の実施徹底を図る。

推進本部員が現場職員と意見交換を行うことは、「ii）」の「誰とでも相談できる『風通しの良い職場づくり』」にも寄与するため、今後も積極的に実施を図る。

局長はじめ、各事務所等の組織のトップが、自身の前向きな意識を職員に伝えることで、職員の意識向上が期待されるため、利根川下流事案の再発防止策、真に風通しの良い職場環境づくりの推進のためのコミュニケーション不足の解消を図るためにも、より一層の実施が必要である。

ii) 危機管理意識の醸成

「関東地方整備局職員行動基準」に掲げる「積極的なコミュニケーションを図り、常に情報を共有して、組織で課題を解決します。」の趣旨に則り、日常業務等で発生するリスクへの対応・危機管理の重要性について、コンプライアンス講習会等（コンプライアンス講習会、コンプライアンス講義、巡回コンプライアンス講習会又はコンプライアンス・ミーティングをいう。以下同じ。）や会議の場を通じて、周知徹底を図るとともに、組織内の迅速な情報共有が図れるよう、誰とでも相談できる風通しのよい職場づくりに取り組む。

【実施状況】

四半期毎に実施する本局主催のコンプライアンス講習会では、身近な事例を用いた講義を、外部講師により実施した。

☞ 別紙4

また、利根川下流事案を受けて、事務所巡回コンプライアンス講習会では、当該事案を用いたコンプライアンス・ミーティングを、意見交換をもって所属横断的に実施した。

☞ 別紙5

さらに、各所属におけるコンプライアンス・ミーティングについて、第4四半期は、「身近なコンプライアンス・リスク」をテーマに、意見交換をもって実施した。

☞ 別紙3・6

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

本項目に寄与する、各施策の取組の拡充を継続する。

iii) 不当な働きかけに対する対応の周知

職員に対し、コンプライアンス講習会等を通じて、「発注者綱紀保持規程」(平成19年4月16日関東地方整備局訓令第11号)に定める「不当な働きかけに対する対応」と、「発注者綱紀保持マニュアル」(平成19年10月16日関東地方整備局発注者綱紀保持委員会決定)に定める「不当な働きかけの定義」について、十分な周知を図る。

また、入札・契約以外の業務について、外部からの不当要求その他の公正な職務の執行を損なうおそれのある要求を受けた場合における報告の徹底を図る。

【実施状況】

「不当な働きかけの定義」及び「不当な働きかけに対する対応」については、関東地方整備局主催の基幹研修・実務研修のカリキュラムとして実施するコンプライアンスのテキストに掲載し、適正業務管理官が、講義において事例とともに説明し、理解を図った。

また、適正業務管理官から各事務所等に配信しているコンプライアンス・ミーティング題材に「不当な働きかけ」を取り上げ、職員相互の意見交換による認識の共有を図った。

なお、令和4年度において発注者綱紀保持にかかる「不当な働きかけ」について報告された事案はなかった。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② 発注者綱紀保持の徹底

i) 職員に対する徹底

発注者綱紀保持の重要性、特に(ア)事業者との接触ルール、(イ)違法行為による刑事上、行政上又は民事上のペナルティ等について、コンプライアンス講習会等に加え、副所長会議や担当課長会議等の契約・発注担当職員が会する会議の場において周知徹底する。また、発注情報に接する機会が多い本局の幹部及び事務所等の長に対しても、確実に周知徹底する。

【実施状況】

業者との接触ルール及び入札談合等関与行為防止法違反に関する処分等については、関東地方整備局主催の基幹研修・実務研修におけるコンプライアンス講義のテキストに掲載し、適正業務管理官が講義において、事例の要因・背景の分析、刑事罰や人事処分の重さ、損害賠償請求額、再発防止対策等について説明し、意識付けを図ったほか、適正業

務管理官、港政調整官等は、事務所巡回コンプライアンス講習会においても同様に実施した。

☞ 別紙5・7

また、副所長・総務課長会議及び経理担当課長等会議においても発注者綱紀保持について、周知した。

☞ 別紙8

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、適宜、拡充を図る。

発注情報の管理の重要性について周知徹底を図る。また、新規採用等若手職員へは機会を捉えて早期の意識付けを図る。

利根川下流事案の再発防止策においても、コンプライアンス講習等の受講状況や内容の認識は職員によって差があるため、認識を効果的に持たせる工夫を検討・実施しており、今後も引き続き検討・実施が必要である。

ii) 事業者に対する周知

工事及び業務の競争参加資格者に対して、整備局におけるコンプライアンスの取組の趣旨及び内容並びに入札談合を行った場合のペナルティについて、競争参加資格認定通知書を送付する際や事業者団体との意見交換の際又は入札契約に係る説明会等の際において周知する。

【実施状況】

本局においては、令和3・4年度有資格業者へ認定通知を送付する際、関東地方整備局のコンプライアンスの取組の内容並びに入札談合を行った場合のペナルティ及びその強化について記載した文書を同封し、周知徹底を図った。

また、事務所等においては、工事安全協議会及び事業者団体等との意見交換会において、コンプライアンスの取組を周知するとともに協力を依頼した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 本局が主導する取組

職員のコンプライアンス意識をさらに向上させるため、以下のような取組を実施する。

i) 「関東地方整備局コンプライアンス週間」の実施

コンプライアンスの取組は年度を通し実施するとともに、職員のコンプライアンス意識を更に高めるため、6月1日から6月7日までの一週間を「関東地方整備局コンプライアンス週間」として各種取組を実施する。

【実施状況】

本週間においては、PC起動時のポップアップ画面から発注者綱紀保持セルフチェック、講習会へ誘導し、多くの職員の実施・参加を促した。

☞ 別紙9

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。引き続き、拡充を図る。

より多くの職員が参加できるよう、イントラネットに掲載して週間中各自の都合で視聴できるなど、今後も効果的な工夫を図る。

ii) コンプライアンス講義の実施

整備局主催の研修においてコンプライアンス講義を実施する。その内容は、時勢や研修目的と関連づけた講義とする等により、職員の理解が深まるよう考慮する。

【実施状況】

適正業務管理官等は、関東地方整備局主催の基幹研修及び実務研修において、コンプライアンスに関する講義を実施した。講義では、直近に発生した不祥事案を取り上げ、受講者の興味を引くよう考慮したほか、研修の対象職種に応じて説明を変更するなどの取組を行った。

☞ 別紙7

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、適宜、拡充を図る。

iii) コンプライアンス講習会の実施

コンプライアンス意識の高い職場づくりを推進するため、四半期に1回、コンプライアンス講習会を実施する。

特に、年度当初となる全体事務所長会議の開催に併せ、本局の幹部や事務所等の長を対象とするコンプライアンス講習会を実施する。

また、開催に当たっては、公正取引委員会等の外部講師を積極的に招聘するなど、講師の選任に配慮する。

なお、各部署（各部等及び事務所等をいう。以下同じ。）での取組を支援するため、イントラネット上でコンプライアンス講習会のテキストの掲載や録画映像のオンデマンド配信を行う。

【実施状況】

四半期毎に実施する本局主催のコンプライアンス講習会において、外部講師による講習会を実施した。

外部講師については、これまで講義を依頼していた、公正取引委員会(官製談合防止)、国家公務員倫理審査会(公務員倫理規程違反防止)に加え、個人情報保護委員会を起用した。

講習会については、講師の了解を得た上で、web形式で実施、さらに、講習会資料及び映像については、イントラネットに掲載し、講習会当日に参加できなかった職員が受講できるようにするとともに、当日受講した職員も、再度講習内容を確認できるようにした。

☞ 別紙4

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。引き続き、拡充を図る。

利根川下流事案の再発防止策においても、未受講者へのフォローアップを確実に図ることとされており、より一層の工夫の検討・実施が必要である。

なお、講習会映像や資料のイントラ掲載は、より多くの職員の参加が図れることから、今後も継続して行う。

iv) 巡回コンプライアンス講習会の実施

適正業務管理官は、発注者綱紀保持の重要性について理解が深まるよう、事務所等に対し、国土交通省における過去の不正事案の発生経緯、再発防止策等を解説する巡回コンプライアンス講習会を実施する。

【実施状況】

適正業務管理官、港政調整官及び一部コンプライアンス指導者も参加し、事務所巡回コンプライアンス講習会を実施した。令和4年度は、利根川下流事案発生後に実施し、当該事案を題材とした事例研究を実施した。

☞ 別紙5

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。引き続き、拡充を図る。

v) 実践的でマンネリ化防止に資する情報等の提供

適正業務管理官は、各部署での取組を支援し、マンネリ化防止や実効性の向上を図るため、メールやイントラネットにより以下のようなコンプライアンス意識の醸成に資する情報提供を行う。

(ア)コンプライアンス・ミーティングの題材や公務員の不祥事事例等

(イ)映像教材のオンデマンド配信やDVDの貸出

(ウ)各部署の参考となるコンプライアンス・ミーティングの取組資料の掲載

【実施状況】

適正業務管理官は、各事務所等の取組支援、マンネリ化防止対策として、公務員の不祥事事例の配信、コンプライアンス・ミーティングの題材の提供、資料DVDの貸出、映像教材の配信等の取組を実施した。

☞ 別紙6

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

vi) コンプライアンス指導者の養成

国土交通大学校主催「コンプライアンス指導者養成研修」を修了した職員をコンプライアンス指導者として任命し、各部署でのコンプライアンスの取組を支援する。

【実施状況】

関東地方整備局コンプライアンス指導者任命要領を策定、施行し、国土交通大学校が主催するコンプライアンス指導者養成研修の修了者16名(事務官6、技官10)をコンプライアンス指導者に任命した。さらに、令和4年度の研修を受講、修了した事務所副所長等8名(事務官5、技官3)を加え、コンプライアンス指導者は令和4年度末で24名となった。

☞ 別紙10

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、適宜、拡充を図る。

④ 各部署における取組

各部署においてはコンプライアンス・ミーティング等、以下のような自律的、自発的な創意工夫を取り入れた取組を実施する。

i) 所内会議における情報提供

所内会議において、適正業務管理官から提供された公務員の不祥事事例等を活用して、情報の共有やコンプライアンス意識の向上を図る。

【実施状況】

幹部会で不祥事事例等を取り上げ、その後、各所属長から所属職員に対し、周知の徹底を図った。時には、事務所長自らメール等で情報発信し、所属職員のコンプライアンス意識向上を図った。

☞ 別紙3

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

ii) コンプライアンス・ミーティングの実施

身近な問題をテーマとしたコンプライアンス・ミーティングを四半期に1回以上実施し、職員相互間での意見交換を通じて、不正の芽を小さいうちに摘み取る組織風土を醸成する。

【実施状況】

一方的な情報発信とならないよう所属職員全員から発言を求め、その後、意見の共有を図る等、双方向性が図れるミーティングを行った。利根川下流事案発生後の第3四半期からは、所属横断的な実施を図る部署も多数みられた。

☞ 別紙3

【評価】

取組は、おおむね実施されており、次年度も継続するが、より一層の実施徹底を図る。

利根川下流事案の再発防止策においても、コンプライアンス講習等の内容の認識は職員によって差があるため、認識を効果的に持たせる工夫を検討・実施するとしており、今後も所属長等からの片方向での情報提供のみではなく、職員間での意見交換・意見共有を行う等双方向性が図れる効果的な実施となるよう、引き続きの検討・実施が必要である。

iii) コンプライアンス指導者の活用

各部署で実施するコンプライアンスの取組において、コンプライアンス指導者を積極的に活用する。

【実施状況】

令和4年度に策定された任命要領にて職務内容が示され、一部巡回コンプライアンス講習会の補助を行った。

☞ 別紙5-2

【評価】

取組は、おおむね実施されており、次年度も継続するが、より一層の実施徹底を図る。

今後も引き続き具体的な活動内容について検討が必要である。

Ⅳ) 取組のフォローアップ

所属長は、職員を四半期に1回以上、コンプライアンス講習会等に参加させ、特に発注者綱紀保持に関しては、年1回以上、コンプライアンス講義、コンプライアンス講習会又は巡回コンプライアンス講習会に参加させる。やむを得ず参加できない職員に対しては、所属長等は、イントラネット上のコンプライアンス講習会の録画映像等を活用し、フォローアップを行う。

【実施状況】

フォローアップは、所属長による個別説明やメールでの周知で行い、ほぼ全職員が各四半期ごとに1回以上コンプライアンスに関する講習会等に参加した。また、アンケートを活用し参加の確認、フォローアップを図った。

【評価】

取組は、おおむね実施されており、次年度も継続するが、より一層の実施徹底を図る。

ミーティング参加者・講習会受講者の理解度の確認・向上などのフォローアップ及び未受講者への確実なフォローアップの実施を図るため、より一層の工夫の検討・実施が必要である。

(2) 業務運営の見直し

① 適正な公文書等管理の徹底

「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)、「国土交通省行政文書管理規則」(平成23年4月1日国土交通省訓令第25号)等に基づき、公文書の作成、整理、保存、廃棄又は移管の各段階における職員の役割等について、コンプライアンス講習会等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、適正な公文書等管理の徹底を図る。

【実施状況】

文書管理については、文書管理者への対面研修や全職員へのeラーニングのほか、関東地方整備局主催研修において、公文書講義を組み入れることにより、講義を令和4年度から大幅に増やし(2件から15件へ)、文書管理に対する意識の向上を図ったほか、文書管理の改善を促す取り組みを積極的に実施することにより、一層の意識啓発を行った。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② 情報セキュリティの徹底

i) システム情報管理の徹底

「国土交通省情報セキュリティポリシー」(平成18年4月19日国土交通省情報化政策委員会決定)、「関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書」(平成25年3月28日関東地方整備局情報セキュリティ対策委員会決定)等に従い、以下のような情報の格付け等について、コンプライアンス講習会等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、適正なシステム情報管理の徹底を図る。

(ア)職員が情報を作成・入手した際には、当該情報の重要性・機密性を判断した上で、適切な情報の格付けを決定し、それぞれの重要性・機密性に見合った管理・保存を行うこと。

(イ)秘密文書に当たる機密性3情報は厳重な管理を徹底するとともに、それ以外の情報にあっても、重要性・機密性の高い情報については、アクセス制限、パスワードや暗号などを活用した情報管理を行うこと。

【実施状況】

情報セキュリティについては、国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、講習や情報セキュリティ対策の自己点検を実施し、現状の把握と注意喚起を行った。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、おおむね実施されており、次年度も継続するが、より一層の実施徹底を図る。

利根川下流事案の再発防止策においても、情報管理の徹底を図ることとされており、アクセス制限等による発注事務に関する情報管理や、適切な運用による業務システム等のパスワード管理について、より一層の周知徹底が必要である。

ii) 入札契約に係る情報管理の徹底

「発注者綱紀保持規程」に定める情報管理総括責任者は、契約・発注担当者が会する会議の場等を通じ、情報管理の重要性と厳重な管理について周知徹底する。

また、情報管理責任者は、「発注者綱紀保持マニュアル」に定められた発注事務に関する情報の管理(積算業務と評価業務の分離、アクセス制限・パスワード設定、入札・契約手続運営委員会資料のマスク等)を徹底する。

【実施状況】

発注者綱紀保持担当者(適正業務管理官)は、副所長会議及び研修等で情報管理等の重要性及び厳格な管理について講義し、職員への周知徹底を図った。また、情報管理の対象に業務契約を追加し、情報管理整理役職表の作成を指示した。

本局及び各事務所の情報管理責任者(担当課長等)は、発注者綱紀保持規程第5条第3項に基づき、情報管理総括責任者(局長・事務所長等)に発注事務に関する情報の管理

状況を報告するが、発注事務に関する情報漏洩等の事実はなかった。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、おおむね実施されており、次年度も継続するが、適宜内容の拡充を図る。

新たに発注事務に携わる職員が情報管理の重要性と厳重な管理について、早期に認識するよう周知徹底を図り、情報管理整理役職表の活用についてもより一層の工夫及び周知徹底が必要である。

iii) 個人情報保護の徹底

「国土交通省保有個人情報等管理規程」(平成17年4月1日付け国総情企第89号)、「国土交通省の行う個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程」(平成27年12月24日付け国総情政第329号)、「関東地方整備局の保有する個人情報の安全確保の措置について」(令和3年11月9日付け国関整総第92号)等に基づき、行政文書の誤郵送や官貸与の携帯電話等の紛失をはじめ、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止の重要性について、コンプライアンス講習会等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、保有個人情報の適切な管理を徹底する。

【実施状況】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び個人情報の保護に関する法律の改正が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、令和3年11月9日付け総務部長通知「関東地方整備局の保有する個人情報の安全確保の措置について」を一部改正し、職員に対してあらためて周知した(令和4年4月28日付け国関整総第14号)ほか、総務部総務課長名で年末年始における個人情報の適切な管理の徹底等2件の文書を発出し、携帯電話の紛失、行政文書等の誤送付及び電子メール誤送信等について職員に注意喚起した。

なお、適正業務管理官からは、令和4年6月7日に令和4年度第2回コンプライアンス講習会として、個人情報保護委員会事務局法制室参事官補佐を講師に招き「個人情報保護法の概要(行政機関の職員として守るべきルール)」を開催したほか、各所属に提供するコンプライアンス・ミーティング題材として「誤郵送」を提供し、各所属での活用を促した。

また、保有個人情報の管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 応札状況の透明化・情報公開の強化

事務所等ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の平均落札率(月平均及び年平均)及び業者別年間受注額・受注割合の公表を行うことによって、応札状況の傾向等につい

て透明化と情報公開の強化を図る。

【実施状況】

事務所毎の平均落札率(月平均及び年平均)及び業者別年間受注額・受注割合について、事務所発注データを本局で集約し、平成25年5月から本局ホームページで公表している。

各事務所は事務所ホームページに本局ホームページの当該ページをリンクさせ、公表を行っている。

なお、推進本部会議において、各事務所等の長から応札状況などのヒアリングを実施した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

なお、取組として定着しているので、推進計画への掲載を省略する。

(3) コンプライアンス・リスクマネジメント

入札契約監査官は、適正業務管理官及び契約・発注事務担当課と連携し、職員と事業者等との対応がコンプライアンス・リスクとなっていないかについて、契約・発注担当職員に対し監査を行う。

【実施状況】

職員と事業者等との接触・対応のコンプライアンス・リスクについて、令和4年度の一般監査対象17事務所の発注事務担当課長等にヒアリング調査を行い、特段の問題は生じていないことを確認した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

なお、取組は各業務ラインごとに実施されており、必要があれば監査が行われるため、推進計画への掲載を省略する。

(4) 職場の環境づくり

① 執務環境の保持等

情報漏洩防止を図るため「発注者綱紀保持規程」、「発注者綱紀保持マニュアル」等に従い、以下のような取組を継続し、適正な執務環境を保持する。

- i) 入室制限の周知
- ii) オープンな応接場所の確保

iii) 副所長室の大部屋化

また、職員は、テレワークを行う場合は、のぞき見防止対策を行うことや安全性が確認できない通信ネットワークに接続しないこと等、情報管理を適正に行い、執務環境の確保に努める。

【実施状況】

各事務所等は、庁舎入口及び各執務室入口に入室制限の掲示を行い、情報漏洩の防止を図っている。

また、職員が事業者等と対応する際の公正性・透明性を確保するため、執務室外に事業者対応用のオープンスペースを設けている。執務室外に十分なスペースがない場合は、執務室内の他の職員から見える場所に打合せテーブルを配置している。

本局及び一部の事務所等では、来庁者に来庁者カードを貸与・携行させ、職員が来庁者を目視確認できるようにしている。

【評価】

取組は、おおむね実施されているが、一部後退したものもあるため、次年度も継続した上で、実施の徹底を図る。

今後、取組が後退することのないよう、副所長室の可視化及び相部屋化の再周知、現状確認を図る。

② ハラスメントの対策

セクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する職員からの相談に対応するため、人事院規則等に基づき、相談体制を整備し、その周知を図る。

また、コンプライアンス講習会等を通じて、ハラスメント対策の重要性について周知徹底し、職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境を確保する。

【実施状況】

各所属にハラスメント全般を相談できるハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を任命しており、全相談員を対象として、相談員として必要なハラスメント全般に関する知識の理解を深めるとともに、具体的な事例を題材とした班別討議・ロールプレイを通じて、役割や心構え等を習得させるための研修を実施した。また、相談員の一覧をイントラネットに掲載し、職員に周知を図った。このほか、インターネットによるハラスメント相談窓口も設けており、イントラネットに掲載し、職員に周知している。

国家公務員ハラスメント防止週間においては、「国家公務員ハラスメント防止週間ポスター」の掲示や、人事院作成の「ハラスメントの防止 自習用研修教材」を活用して全職員を対象としてeラーニング研修を実施するなど、ハラスメントの防止についての周知・啓発等を集中的、網羅的に実施した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 外部報告窓口の活用

「発注者綱紀保持規程」に基づき、外部通報窓口を設置する。

外部通報窓口は、発注者綱紀保持に関する報告のみならず、不当要求その他の公正な職務の執行を損なうおそれのある要求に関する報告の窓口としても活用する。

【実施状況】

外部窓口弁護士の委嘱内容を変更し、報告様式を追加することで、法令違反と思料される行為やハラスメントに関する報告も、外部窓口により受け付けができるようにしている。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

4. 取組全般について

令和4年度の推進計画の各種取組については、本局及び各事務所等ともに、総じて、当初計画どおりに進めることができたが、当地方整備局の事務所において発生した、発注者綱紀保持規程違反にかかる事案は、発生要因を調査し、再発防止策を検討する中で、各種取組が実効性をもって実施されてきたかどうか確認する機会となった。

当地方整備局における事案が明らかになった後の、各部署の取組内容、実施状況からも、「職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上、意識改革」については、一定の効果을上げているものと評価するが、実効性を確認・高めることを意識しながら、推進計画各施策の実施に取り組んでいくことが必要と考える。

なお、その後、北海道開発局や中部地方整備局での発注業務に係る不正事案も発覚しているため、今後、その発生要因が明らかになり、再発防止策が検討されれば、当地方整備局においても速やかに必要な取組を進めることとしている。

以上

令和4年度 関東地方整備局コンプライアンス推進本部会議 及び
関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会 開催状況

【関東地方整備局コンプライアンス推進本部会議 開催状況】

第1回推進本部会議(R4.4.19)

局長発言

- 議事：(1) 令和4年度コンプライアンス関係の主な動き(年間計画)
(2) 令和4年度コンプライアンス推進本部開催予定等について
(3) 事務所における具体的措置等の状況報告
(霞ヶ浦河川事務所、千葉港湾事務所)

第2回推進本部会議(R4.5.24)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(東京国道事務所、東京第一営繕事務所)
(2) 令和4年度第1回本局コンプライアンス講習会実施報告
(3) コンプライアンス指導者について
(4) 令和4年度関東地方整備局コンプライアンス週間の実施について

第3回推進本部会議(R4.6.20)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(渡良瀬川河川事務所、関東技術事務所)
(2) 令和4年度第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会 審議事項の事前説明
・令和3年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(原案)について

第4回推進本部会議(R4.7.19)

- 議事：(1) 令和4年度コンプライアンス関係の主な取組
・令和4年度コンプライアンス関係の主な取組(年間計画)
・令和4年度コンプライアンス推進本部開催予定
(2) 事務所における具体的措置等の状況報告
(川崎国道事務所、国営昭和記念公園事務所)
(3) 令和4年度第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会 議事概要(案)
について
(4) 令和3年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第5回推進本部会議(R4.8.23)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(荒川上流河川事務所、東京空港整備事務所)
(2) 令和4年度関東地方整備局コンプライアンス週間実施報告

第6回推進本部会議(R4.9.20)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(関東道路メンテナンスセンター、東京第二営繕事務所)
(2) 令和4年度コンプライアンスの取組実施状況(第1四半期まで)

第7回推進本部会議(R4.10.18)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(京浜河川事務所、北首都国道事務所)
(2) 令和4年度第3回コンプライアンス講習会実施報告

第8回推進本部会議(R4.11.22)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(日光砂防事務所、甲武営繕事務所)
(2) 令和4年度コンプライアンスの取組実施状況(第2四半期まで)

第9回推進本部会議(R4.12.20)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(大宮国道事務所、東京港湾事務所)
(2) 令和5年度コンプライアンス推進計画策定に向けて

第10回推進本部会議(R5.1.24)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(利根川ダム統合管理事務所、千葉国道事務所)
(2) 令和4年度コンプライアンス報告書(中間報告)(案)について
(2) 令和5年度コンプライアンス推進計画(素案)について

第11回推進本部会議(R5.2.21)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(相模川水系広域ダム管理事務所、横浜営繕事務所)
(2) 「利根川下流河川事務所発注業務に係るコンプライアンス違反及び再発防止について」にかかる具体的な取組の実施状況(案)
(3) 令和4年度第2回コンプライアンス・アドバイザリー委員会審議事項の事前説明
①[参考]令和4年度 関東地方整備局コンプライアンス報告書(中間報告)
②令和5年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について
③関東地方整備局コンプライアンス推進指針一部改正(案)について

第12回推進本部会議(R5.3.22)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(品木ダム水質管理所、東京外かく環状国道事務所)
(2) 令和4年度第2回コンプライアンス・アドバイザリー委員会議事概要(案)について
(3) 関東地方整備局コンプライアンス推進指針(一部改正案)及び
令和5年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について
(4) 令和5年度コンプライアンス推進本部実施予定等について

【関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会開催状況】

◇委員の構成(五十音順、敬称略、令和4年4月1日現在)

- 委員：大野正英 麗澤大学 経済学部 教授
委員：岡本直久 筑波大学 システム情報系 教授
委員：政木道夫 シティユーワ法律事務所 弁護士
委員：三谷和歌子 田辺総合法律事務所 弁護士
委員：山田務 筑波大学 ビジネスサイエンス系 客員教授

第1回委員会(R4. 7. 6 ※岡本委員は個別説明R4.6.23)

- 出席者：大野委員、政木委員、三谷委員、山田委員
議事：委員長の選任について
議事：令和3年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第2回委員会(R5. 3. 2)

- 出席者：大野委員長、岡本委員、政木委員、三谷委員、山田委員
議事：(1)「利根川下流河川事務所発注業務に係るコンプライアンス違反及び再発防止について」にかかる具体的な取組の実施状況
(2) 関東地方整備局コンプライアンス推進指針(一部改正案) 及び
令和5年度 関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について

令和 4 年 4 月 19 日 局長からのコンプライアンス推進表明

関東地方整備局は、平成 24 年度に「関東地方整備局職員行動基準」、
「関東地方整備局コンプライアンス推進のための基本事項」を策定して
います。

これらは、国家公務員としての法令遵守義務に加え、モラルや倫理と
いった社会的常識の遵守、さらには当整備局に対する社会的要請への対
応も含めた広い意味でのコンプライアンス活動を推進し、職員の皆さん
が自信と誇りを持って職務に取り組む環境づくりを目的に策定されたも
のです。

これらを踏まえ、本局各部、事務所等においては、これまでもしっか
りとコンプライアンス活動に取り組んでいただいていると思います。

令和 4 年度は、「職員行動基準」等の策定から 10 年が経過します。時
間経てば、意識も徐々に薄らいでいきますので、絶えず思い返し、意
識することが重要です。

一方、国土交通省全体として見ると、昨年度は、北海道開発局や九州
地方整備局での発注業務に係る不正等の事案が発覚しました。

このようなコンプライアンス違反は、職員個人の責任が問われること
はもちろん、これまで諸先輩方や現役職員が築き上げてきた国土交通省
に対する国民の信頼をも毀損するものであり、当整備局としても襟を正
していく必要があります。

138 名の新規採用職員を迎えた今、改めて、役職にかかわらず、職員一
人ひとりが、「職員行動基準」等をしっかり認識し、日常業務の中で実践
していくとともに、職員が一丸となって業務に取り組み、国民生活の安
全と安心を守る当整備局の現場力、総合力、即応力を十分に発揮してい
ただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本局各部長等においても、行動基準等の趣旨について、さまざ
まな会議等を通じて、所属職員へ周知し、コンプライアンス活動の実践
に取り組んでください。

関東地方整備局コンプライアンス推進本部
本部長 関東地方整備局長 若林 伸幸

令和4年度 各所属におけるコンプライアンスの取組状況・主な取組事例

1. コンプライアンス推進本部の開催、同本部における事務所長訓示等の実施

本局、すべての事務所、センターで開催・実施

※二瀬ダム、品木ダム両管理所は推進本部未設置であるが、所内会議において管理所長訓示を実施

2. 公務員の不祥事事例についての意見交換・周知、コンプライアンス・ミーティングの実施

本局、すべての事務所・管理所、センターで実施

うち所属横断的なミーティングを実施(霞ヶ浦、千葉国道、昭和記念公園、港湾空港部)

3. 講習会・講話の実施 ※人事院主催及び本局主催分を除く

- ①コンプライアンス全般に関わる講習会等 (霞ヶ浦、横浜国道、宇都宮国道、江戸川、長野営繕、霞ヶ浦導水、荒川下流、鬼怒ダム、品木ダム、東京第二営繕、道路部)
- ①-Ⅱコンプライアンス全般に関わる映像視聴(東京湾口、宇都宮営繕)
- ②ハラスメント防止に関わる講習会等(富士川、霞ヶ浦、横浜国道、常陸河川国道、関東技術、横浜営繕)
- ③不当要求への対応に関わる講習会等(荒川上流、荒川調節池、富士川砂防、利根川ダム、千葉国道、長野国道、高崎河川国道、甲府河川国道、特定離島港湾、関東技術、東京港湾)

4. 定期的な情報発信・資料配付 ※人事院作成、本局送付分を除く

- ①定期的なメール配信(営繕部、営繕事務所) 詳細「営繕部コンプライアンス情報」
- ②事務所長発信の啓発メール等(相武国道、東京国道、東京第二営繕)

5. その他の取組

- ①所属職員との積極的な意思疎通(利根下流、日光砂防、川崎国道、横浜国道、大宮国道、北首都国道、宇都宮国道、京浜港湾、横浜技調、建政部)
詳細)若手職員と事務所長との懇談会・新規採用職員と出張所等交流会・新規採用職員と事務所幹部との意見交換会・出張所と副所長の意見交換会(利根下流)、若手職員勉強会(川崎国道)、若手職員現場研修及び意見交換会(横浜国道)、若手職員へのコンプライアンス講習会(大宮国道、北首都国道、宇都宮国道)、若手勉強会及び現地視察(京浜港湾)、所内勉強会(東京湾口、横浜技調、日光砂防)、建政部長と課長補佐級職員・建政部長と係長及び一般職員とのコンプラミーティング(建政部)、
- ②推進本部員と現場職員の意見交換(企画部、営繕部、用地部)
詳細)企画部長と若手職員との意見交換(京浜河川、鬼怒川ダム、千葉国道、宇都宮国道、長野国道)、企画部長と事務所幹部職員との意見交換(甲武営繕)、営繕部長と事務所全職員との意見交換(東京第二営繕)、営繕部長と事務所幹部職員との意見交換(甲武営繕)、用地部長と事務所幹部職員との意見交換(東京外かく)
- ③事業者に対する周知(久慈川緊対、利根砂防、日光砂防、東京国道、関東技術、甲武営繕、宇都宮営繕、横浜営繕)
詳細)受注者対象発注者支援業務における倫理講習(久慈川緊対)、受注者及び占有者対象工事安全対策協議会にて関東地整の取組を説明(利根砂防、日光砂防、東京国道、関東技術、甲武営繕、宇都宮営繕、横浜営繕)、
- ④コンプライアンスに関する「一人1標語運動」(千葉港湾)
- ⑤民間企業のビジネス書電子データ配布(利根下流)
- ⑥リーフレット・啓発ポスター(倫理審査会の事業者向け)を来所者用テーブルに配置(鬼怒ダム)

- ⑦動画配信による所内広報(利根下、千葉国、首都国、関東技術)
- ⑧情報管理整理役職表に対する所内アンケート調査(甲武宮繕)
- ⑨業務連絡調整会議にて、新規発注案件説明の際に、情報管理整理役職表で情報を取り扱う者を確認(品木ダム)

6. コンプライアンス講習会等参加実績人数・割合 4467人／4467人 100%

本局、すべての事務所・管理所、センターで開催・実施

※講習会等に直接参加できなかった職員も、所属長等が後日フォローアップした場合は参加したものとして扱っている。フォローアップ方法:個別説明、講習会録画視聴、メール活用

令和4年度 各所属におけるコンプライアンスの取組状況

NO.	事務所名	主な取組内容
1	利根川上流 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（10/6）参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加
2	利根川下流 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・若手職員と事務所長の懇談会 ・新規採用職員の各出張所及び支所交流会（出張所施設等見学及び出張所職員等との対話） ・事務所幹部と新規採用職員との交流（業務説明・意見交換）会 ・経理課長より発注者編記保持の留意事項説明（入札・契約ミス事例紹介、契約関連TOPICS等含む）※幹部職員対 ・意見交換会（河川部河川管理課職員合同）※女性職員 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所幹部と新規採用職員との交流（業務説明・意見交換）会 ・講習及びコンプライアンス・ミーティング（発注業務に係るコンプライアンス違反・各所属横断的な班編制により実施）※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・利根下流チャンネル開設 ・事務所イントラに職員の顔写真掲載 ・現地視察※全職員対象 ・出張所施設等見学及び出張所職員等との対話※新規採用職員対象 ・若手職員現場視察及び交流会※採用4年までの職員 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（1/17）参加 ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・出張所と副所長の意見交換会（3回） ・若手職員と事務所長の懇談会※採用4年までの職員 ・若手職員現場視察※採用4年までの職員 ・民間ブランドブックの電子データ配布・関東地方整備局職員行動基準の

NO.	事務所名	主な取組内容
3	霞ヶ浦 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 ・事務所内横断的なコンプライアンス・ミーティング※若手職員対象 ・所内コンプライアンス講習会（発注者編記保持）※全職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・講習（パワーハラスメントの防止）※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（1/26）参加
4	久慈川 緊急治水対策 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（1/20、2/9）参加 ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加
5	霞ヶ浦導水 工事事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内職員講習（前向きに取り組む・自身と誇りをもって）※全職員対 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・講習（利根下流コンプライアンス違反等）※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・講習（予費法に基づく予定価格の作成に係る補助者と計算書作成に係る管理者用パスワードの管理）※全職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（1/20）参加 ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加

NO.	事務所名	主な取組内容
6	江戸川 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所共通ルール（管理職の心得、業務改善十原則等）※幹部職員 ・講習（入札契約手続の流れ、情報管理について）※若手職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・講習（用地業務・情報管理について）※若手職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（11/22）参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加
7	渡良瀬川 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンス・ミーティング（利根下流コンプライアンス違反）※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（1/25）参加
8	下館 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加 ・倫理に関するWeb講演会（映像視聴） ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（1/30）参加

NO.	事務所名	主な取組内容
9	荒川上流 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・外部講師（埼玉県警本部、川越警察署）講習会（行政対象暴力）※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（1/12）参加 ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加
10	荒川調節池 工事事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・外部講師（埼玉県警本部、川越警察署）講習会（行政対象暴力）※全職員対象、荒川上流合同開催 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンス勉強会※全職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（1/12）参加 ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加
11	荒川下流 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会（4/22、事務所長）参加 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・私人者向け所内業務説明会における所長講話 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会（9/5）参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会（11/30）参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内コンプライアンス講習会※全職員 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会（1/16）参加 ・第5回コンプライアンス講習会（1/24）参加

NO.	事務所名	主な取組内容
12	京浜 河川事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・企画部長と若手職員の意見交換 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/18)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・倫理に関するWeb講演会
13	利根川水系 砂防事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・安全協議会総会で、発注者網紀保持の取組を紹介し、理解を求めた。※受注者対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ミーティング(利根下流コンプライアンス違反)※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/20)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・工事安全対策協議会において事業者へ利根川下流事業を説明、協力の呼びかけ※受注者対象190者 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
14	日光 砂防事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所内横断的な会議を開催(工事工程管理会議、事業計画管理会議) <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所内横断的な会議を開催(工事工程管理会議、事業計画管理) <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・工事安全対策協議会において事業者へ関東地整の取組を説明※受注者対象32者 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所内横断的な会議を開催(工事工程管理会議) ・所内勉強会開催※全職員対象
15	富士川 砂防事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止の説明※幹部職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・1万円を超える飲食の届出、贈与等の報告について説明※幹部職員 ・外部講師(山梨県警察本部、山梨県暴力追放運動推進センター)講習会(不当要求防止責任者講習)※全職員対象、甲府河川国連合同開催 ・外部講師(山梨県弁護士会)講演会(不当要求に関して)※全職員対象、甲府河川国連合同開催 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/22)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・工事安全対策協議会において事業者へ関東地整の取組を説明※受注者対象33者 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・「入札契約事務にかかるコンプライアンスについて(e-ラーニング)」をメール送信し実施※全職員対象

NO.	事務所名	主な取組内容
16	利根川ダム 統合管理事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会(不当要求防止責任者講習)※幹部職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/25)参加
17	鬼怒川ダム 統合管理事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 <ul style="list-style-type: none"> ・公務員倫理について説明※新規採用職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・企画部長と若手職員の意見交換 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・工事安全対策協議会において事業者へ関東地整の取組を説明※受注者対象35者 ・所内コンプライアンス講習会※全職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・倫理審査会の事業者向けリーフレット及び啓発ポスターを、卓上で自立するよう加工し、事務所・支所内の来所者と使用するテーブルに配置

NO.	事務所名	主な取組内容
18	相模川水系 広域ダム管理事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/18)参加
19	二瀬ダム 管理所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(管理所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ミーティング(利根下流コンプライアンス違反)※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/12)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
20	品木ダム 水質管理所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(管理所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・講習(利根下流コンプライアンス違反等再発防止対応)※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/20)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・講習「利根下流事業説明及び情報管理整理役職表」※全職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・業務連絡調整会議において、新規発注案件説明の際に、情報管理整理役職表を用いて情報を取り扱う者の確認を実施※全職員対象

NO.	事務所名	主な取組内容
21	東京 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・講習及び意見交換(倫理法)※入省5年未満職員対象 ・事務所長講習(第1回コンプライアンス講習会の内容)※幹部職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所長がメール発信(利根下流コンプライアンス違反をうけて)※全職員対象 ・講習(発注者網紀保持規程)※幹部職員対象 ・工事安全対策協議会において事業者へ関東地整の取組を説明※受注者、占用者対象69者 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・工事安全対策協議会において事業者へ関東地整の取組を説明※受注者、占用者対象83者 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/16)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
22	相武 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所長から組織目標(コンプライアンス含む)を全職員へメール周知 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所長がメール発信(利根下流コンプライアンス違反をうけて)※全職員対象 ・コンプライアンス・ミーティング(利根下流コンプライアンス違反)※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/27)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・倫理に関するWeb講演会 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所長がメール発信(中部地整事業をうけて等)※全職員対象

NO.	事務所名	主な取組内容
23	首都 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏チャンネル開設 月1回の事務所幹部会にて配信、全職員視聴可能とした <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/13)参加 ・第6回コンプライアンス講習会(1/24)参加
24	川崎 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・若手職員勉強会と安全対策※若手職員、建設監督官対象 ・事務所長講習(労働者派遣、請負を適正に行うためのガイド(厚生労働省・都道府県労働局))※幹部職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/23)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・所内業務発表会
25	横浜 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・若手職員現場研修の意見交換会及びハラスメント映像での講習 ※若手職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
26	大宮 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・初級コンプライアンス講習会(対面での意見交換含む)※若手職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/12)参加
27	北首都 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(11/22)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・初級コンプライアンス講習会※若手職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
28	千葉 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・千葉チャンネル(従来実施していた「所内報(紙ベース)」を動画(Teams)で実施) <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全講習:外部講師(千葉北警察署警察官)※全職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・企画部長と若手職員の意見交換 ・不当要求に関する意見交換※用地系職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・出張所合同でのミーティングを実施 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/13)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
29	常総 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・講習(情報セキュリティ)※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・不当要求防止責任者講習会(茨城県公安委員会)※幹部職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/20、2/13)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・倫理に関するWeb講演会
30	宇都宮 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス講習会※若手職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・講習(利根下流コンプライアンス違反等)※若手職員対象 ・企画部長と若手職員の意見交換 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・初級コンプライアンス講習会※若手職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/30)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
31	長野 国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・講習(ヴァーチャルリアリティでの工事事故等の体験)※所属職員対象 ・意見交換(用地取得業務における不当要求)※用地関係職員対象 ・講習(予算制度)※若手職員対象 ・企画部長と若手職員の意見交換 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・若手職員現場研修(橋梁工事、工事安全/ハトール、橋梁点検)※若手職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/19)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
32	東京外かく環状国 道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・用地部長と幹部職員の意見交換 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/16)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
33	関東道路 メンテナンス センター	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(センター長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/12)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
34	常陸 河川国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・所内講習会「ハラスメントの防止」※全職員 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/20)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
35	高崎 河川国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(用地取得業務における不当要求)※用地関係職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/24)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/25)参加
36	甲府 河川国道事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師(山梨県警察本部、山梨県暴力追放運動推進センター)講習会(不当要求防止責任者講習)※幹部職員対象、甲府河川国道合同開催 ・外部講師(山梨県弁護士会)講演会(不当要求に関して)※全職員対象、甲府河川国道合同開催 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/22)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
37	関東 技術事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ関東地整の取組を説明※事業者24者 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・不当要求への対応について※全職員対象 ・事業者へ関東地整の取組を説明※事業者18者 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/13)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止について※全職員対象 ・「関東技術事務所 共有広場」開設 週1回Teamsで配信
38	国営常陸海浜 公園事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/20)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
39	国営昭和記念 公園事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/27)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
40	東京第一 営繕事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本局・人事院等が作成した資料の配布・再周知 ・「営繕部コンプライアンス情報」の配布 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地方紙の著作権契約に伴う対応を説明※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・講習(利根下流コンプライアンス違反等)※全職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/16)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
41	東京第二 営繕事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本局・人事院等が作成した資料の配布・再周知 ・「営繕部コンプライアンス情報」の配布 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所長がメール発信(利根下流コンプライアンス違反をうけて)※全職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・営繕部長と全職員の意見交換 ・所内勉強会「服務規律保持、入札契約手続きポイントとミス防止」 <p>【第5四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/16)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所が独自に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「営繕部継続学習」営繕組織の役割(コンプライアンスを含む)」

NO.	事務所名	主な取組内容
42	甲武 宮崎事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「宮崎部コンプライアンス情報」の配布 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・講義(情報管理整理役職表及び情報の適切な管理)※発注に関する情報を取扱う職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・企画部長と幹部職員の意見交換 ・宮崎部長と幹部職員の意見交換 ・工事安全対策協議会において事業者へ関東地整の取組を説明※施工者対象17者 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/27)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・試行【甲武宮崎・意見反映】情報管理整理役職表に対する所内アンケート調査
43	宇都宮 宮崎事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「宮崎部コンプライアンス情報」の配布 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・教材映像視聴(事例で学ぶ倫理法・倫理規程)※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・教材映像視聴(アニメで再現 不祥事の未然防止・再発防止シリーズ)※全職員対象 ・工事安全対策協議会において事業者へ関東地整の取組を説明※施工者対象13者 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/27)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・人事院動画視聴(通報制度についての理解)※全職員対象

NO.	事務所名	主な取組内容
44	横浜 宮崎事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「宮崎部コンプライアンス情報」の配布 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「宮崎部コンプライアンス情報」の配布 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・「国家公務員倫理規程 論点整理・事例集から誤解が生じやすい事例について」などメール紹介※全職員対象 ・工事安全対策協議会において事業者へ関東地整の取組を説明※受注者対象12者 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/23)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内講習会(職場でのハラスメントの防止に向けて・総務課長講師) ・事務所独自のミーティングを実施(「コンプライアンスとは何かを考え
45	長野 宮崎事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「宮崎部コンプライアンス情報」の配布 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長講習(公務員は知っておくべき贈収罪罪)※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(1/19)参加 ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
46	鹿島 港湾・空港事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(11/29)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会録画視聴
47	千葉 港湾事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/22)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンスに関する「一人1標語運動」実施※行(一)職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会録画視聴
48	東京 港湾事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/8)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・不当要求講習会 講師・暴力団追放運動推進都民センター※全職員 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会録画視聴 ・事務所が独自に実施した取組 ・不当要求講習会 講師・暴力団追放運動推進都民センター※全職員

NO.	事務所名	主な取組内容
49	東京 空港整備事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/19)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会録画視聴
50	京浜 港湾事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所が独自に実施した取組 ・若手勉強会(現地視察)※係長以下対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・若手勉強会(現地視察)※係長以下対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/2)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・若手勉強会(現地視察)※各所属職員対象 <p>【第5四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会録画視聴

NO.	事務所名	主な取組内容
51	東京湾口 航路事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 ・教材DVD(パワーハラスメント防止)視聴※全職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・教材DVD(公務員とコンプライアンス意識等)視聴※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/14)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・教材DVD(パワーハラスメント防止)視聴※全職員対象 ・所内勉強会※全職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所が独自に実施した取組 ・教材DVD(セクシュアルハラスメント防止)視聴※全職員対象
52	特定離島 港湾事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・「不当要求行為に関する意見交換会(東京都)」出席※総務課長 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/14)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・港政調整官と幹部職員の意見交換 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会録画視聴

NO.	事務所名	主な取組内容
53	横浜 港湾空港 技術調査事務所	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内勉強会(積算事例の説明)※全職員対象、題材により技官対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内勉強会 ※全職員対象、題材により技官対象 ・コンプライアンス・ミーティング(利根下流コンプライアンス違反)※全職員対象 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内勉強会 ※全職員対象 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会録画視聴 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内勉強会 ※全職員対象

NO.	事務所名	主な取組内容
54	本局	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長訓示等 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
	防災室・ 災害対策 マネジメント室	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括防災官訓示等 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
	総務部	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長訓示等 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
	企画部	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長訓示等 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 ・企画部長と現場職員との意見交換(若手職員との意見交換) ・長野国道、京浜河川、宇都宮国道、鬼怒川ダム、千葉国道 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
	建設部	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長訓示等 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・建設部が独自に実施した取組 ・「建設部の保有する個人情報等の安全確保の措置について」注意喚起 ※全職員対象 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・建設部長と各課の事務担当の課長補佐級職員、及び建設部長と係長及び一般職員とのコンプライアンス・ミーティング(懇談会)
	河川部	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長訓示等 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加
	道路部	<p>【第1、第2、第3、第4四半期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長訓示等 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回コンプライアンス講習会(4/22、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回コンプライアンス講習会(9/5)参加 <p>【第3四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス倫理カードの配布 ・第4回コンプライアンス講習会(11/30)参加 <p>【第4四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回コンプライアンス講習会(1/24)参加 ・独自に実施した取組 ・道路部コンプライアンス講習会(交通安全について、対面+Web、録画配信)※全職員対象

令和4年度 第1回本局コンプライアンス講習会 実施報告

<趣旨>

「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書(令和3年11月5日)」を受け、令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画において、年度最初となる全体事務所長会議の開催に併せ、本局の幹部や事務所等の長を対象とするコンプライアンス講習会を実施することを推進施策として追加。

本局の幹部や事務所等の長のコンプライアンス意識を、より一層高めることを狙いとし、国土交通大学校 教授を講師に迎え講習会を実施。

<開催日時及び形式>

日時: 令和4年4月22日(金)13時30分から14時35分

形式: 対面及びWeb形式(Teams Web会議機能)での同時配信映像を視聴

※全体事務所長会議の開催方式に倣う。

講義会場: さいたま新都心合同庁舎2号館 14階災害対策本部室

<対象職員及び視聴人数>

対象職員: 78人 内訳: 本局の幹部 25人、事務所等の長 53人

視聴人数: 78人 内訳: 会場受講 10人

Web形式での同時配信映像を視聴した人数 62人

録画映像を4月25日個別配信録 6人

<標題及び講師>

標題: コンプライアンス意識の醸成について

北海道開発局発注業務に係る不正事案(R3)及び建設工事受注動態統計調査の不適切処理事案について

講師: 国土交通大学校 教授 中島 壮一 氏

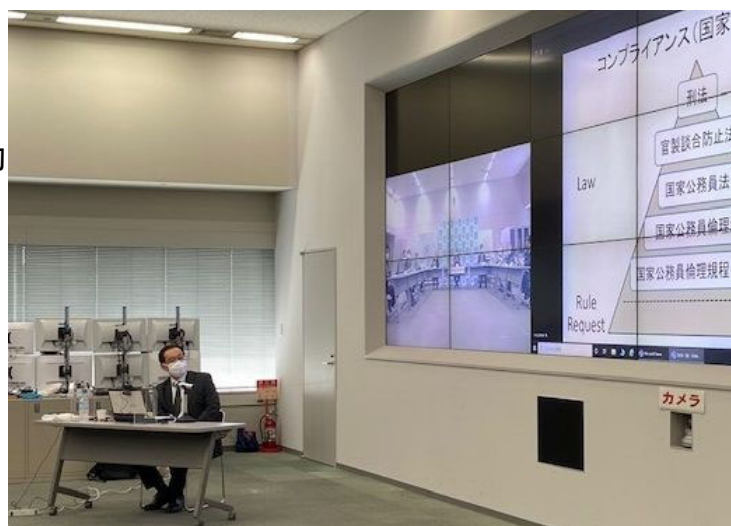
<講習会次第>

(1)局長挨拶 (2)講師紹介 (3)講義 45分 (4)質疑応答 15分

<講義内容>

- (1)コンプライアンスとは
- (2)国家公務員のコンプライアンスの特徴
- (3)国土交通省の不正事案分
- (4)不正事案発生 of 要因と再発防止策
- (5)国家公務員倫理法、倫理規程、倫理行動基準
- (6)倫理規程違反
- (7)北海道開発局発注業務に係る不正事案(R3)について
- (8)建設工事受注動態統計調査の不適切処理事案について
- (9)国家公務員にとってコンプライアンスとは

【講義風景】



第1回本局コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について

回答率 76% (59人/78人)

講習時間

やや長い 5%

やや短い 2%

適当 94%

【受講風景】

さいたま新都心合同庁舎2号館
14階災害対策本部室



満足度

やや良くなかった

7%

良くなかった 2%

やや良かった

37%

良かった 54%

理解度

概ね理解できた

46%

かなり理解できた

54%

2. 意見等(要約)

コンプライアンスは、繰り返しの注意喚起、講習会等の実施が必要と認識した。

日頃から倫理行動基準などを繰り返し確認することが大切と感じた。

初期対応を誤ると、誰もが法令違反となる行為に至りかねず、他人事でないことが実感できた。

幹部職員だけでなく、全職員が受講すべき内容と思う。

外部講師による講習であれば、より違った視点の内容で参考になると思う。

不正事例等について、さらに掘り下げた内容(業者側等)も聞けるとよいと思う。

他省庁案件や軽微な事案も事例として出してもよいと思う。

令和4年度 第2回コンプライアンス講習会 実施結果報告

<趣旨>

令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画における、推進施策の一つとして、コンプライアンス講習会を実施するとしており、本講習会はその取組の一環として行うものである。

今回の講習会では、個人情報保護法に関する正しい理解を深め、個人情報保護に関するコンプライアンス意識をより一層高めることを狙いとし、個人情報保護委員会事務局職員を講師に迎え講習会を実施。

<開催日時及び形式>

開催方法・日程①: 完全Web形式(Teams ライブイベント機能)での同時配信映像を視聴

令和4年6月7日(火)14時00分から15時15分

開催方法・日程②: 講習会後のイントラ掲載映像の視聴

重点視聴期間6月9日(木)～6月24日(金)

<標題及び講師>

標題 個人情報保護法の概要

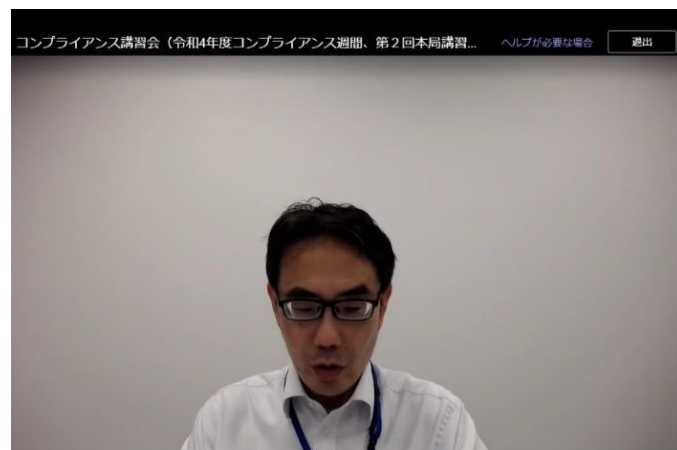
講師 個人情報保護委員会事務局 法制室 参事官補佐 上田 真司 氏

<講習内容>

- (1) 個人情報保護法とは
- (2) 個人情報保護法が規律する「情報」
- (3) 行政機関等に適用される規律
- (4) 地方公共団体について
- (5) 民間事業者に適用される規律
- (6) 個人情報保護委員会の役割等

【受講者画面】

個人情報保護委員会事務局会議室より
Web形式にて講義



<講義時間>

55分

内訳	個人情報保護法の概要	25分
	行政機関に適用される法律	25分
	質疑応答	5分

<視聴人数>

1,409人

内訳 開催方法① 1,029人
開催方法② 380人

(視聴人数推移)

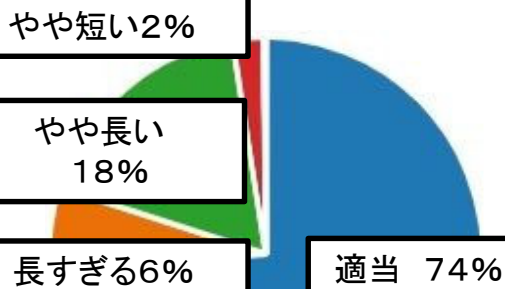
- ・令和3年度第4回 公務員倫理 : LIVE配信及びイントラ掲載 1,694人
- ・令和3年度第3回 公文書管理ほか: LIVE配信及びイントラ掲載 1,551人
- ・令和3年度第2回 官製談合防止 : LIVE配信及びイントラ掲載 1,979人

第2回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について

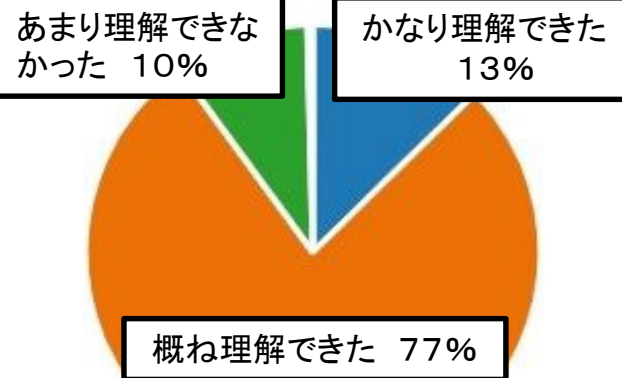
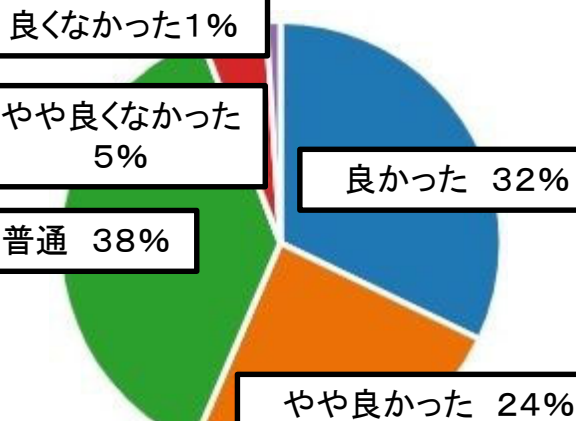
講習時間

アンケート回答数 2462件



満足度

理解度



2. 意見等(要約)

個人情報保護法について、再確認する場面が少ないため、良い機会だった。

個人情報の範囲や定義、直近の法改正の内容を認識した。

事例を示して説明してもらえると理解が深まる。

質疑応答の時間を長くして欲しい。

マイナンバーについて、実務に沿った講義を希望。

内容を詰め込みすぎではないか、複数回に分割しても良い。

令和4年度 第3回コンプライアンス講習会 実施結果報告

<趣旨>

令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画における、推進施策の一つとして、コンプライアンス講習会を実施するとしており、本講習会はその取組の一環として行うものである。

今回の講習会では、入札談合防止に関する正しい理解を深め、入札契約業務に関するコンプライアンス意識をより一層高めることを狙いとし、公正取引委員会事務総局職員を講師に迎え講習会を実施。

<開催日時及び形式>

開催方法・日程①: 完全Web形式(Teamsライブイベント機能)での同時配信映像を視聴
令和4年9月5日(月)14時00分から15時15分

開催方法・日程②: 講習会後のイントラ掲載映像の視聴

重点視聴期間9月7日(水)～9月22日(木)

<標題及び講師>

標題: 入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～

講師: 公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 課長代理 山本浩志 氏

<講習内容>

(1) 研修用動画の視聴

- ・入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)

(2) 入札談合に関与しない・関与させないために

(3) 官製談合事件の紹介

- ・青森市が発注する土木一式工事における事例
- ・茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例
- ・東京都が発注する運転管理作業の事例

(4) 職員による入札等の妨害(刑事罰)

(5) 官製談合防止に向けて(まとめ)

<講義時間>

63分	内訳	研修用動画の視聴	8分
		講義	55分

<視聴人数>

2,393人	内訳	開催方法① 1,603人
		開催方法② 790人

(参考: 視聴人数推移)

- ・令和4年度第2回 個人情報保護法: LIVE配信及びイントラ掲載 1,409人
- ・令和3年度第4回 公務員倫理 : LIVE配信及びイントラ掲載 1,694人
- ・令和3年度第3回 公文書管理ほか: LIVE配信及びイントラ掲載 1,551人
- ・令和3年度第2回 官製談合防止 : LIVE配信及びイントラ掲載 1,979人

【受講者画面】

公正取引委員会事務総局
会議室よりWeb形式にて講義

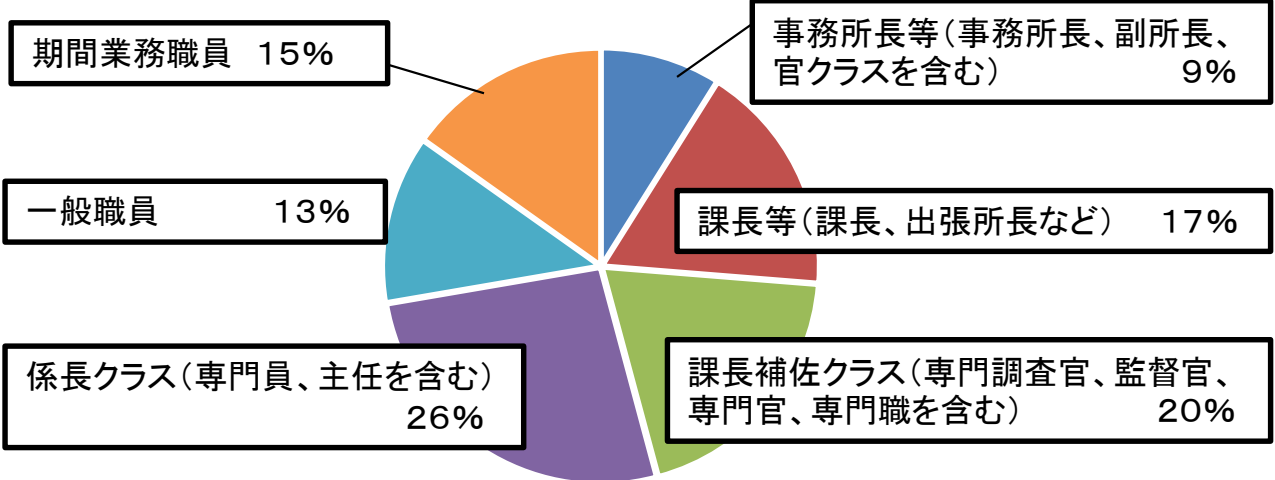


第3回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

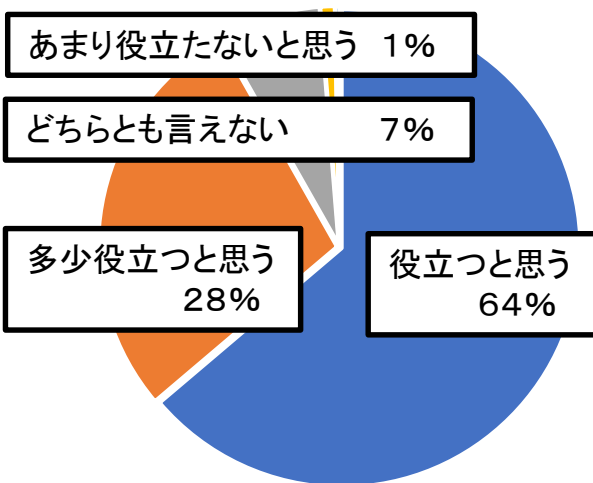
1. 講義について

受講者

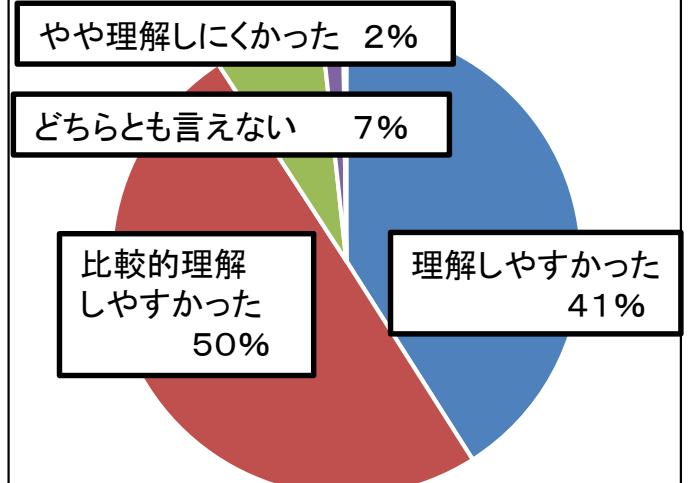
アンケート回答数 2347件



満足度[今後役に立つか]



理解度



2. 意見等(要約)

公正取引委員会と警察捜査の調査の違いや、処分の種類などの理解できた。

主犯でなくても関わってしまった事例と結果について、具体的に説明され、分かりやすかった。

様々な立場の職員について言及されており、自分にも関係のある事として考えることができた。

自分自身を守る上でも、上司への報告を速やかに行う事、通報を躊躇しないことが大切と認識した。

違反事例だけでなく違反を事前に防いだ事例も紹介して欲しい。

違反を指摘した職員が守られる仕組みがあるかも教えて欲しい。

入札談合であれば四国地方整備局の談合事件、倫理であれば過剰接待事件を風化されることなく伝えていくことが重要。

令和4年度 第4回コンプライアンス講習会 実施結果報告

<趣旨>

令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画における、推進施策の一つとして、コンプライアンス講習会を実施するとしており、本講習会はその取組の一環として行うものである。

今回の講習会では、公務員倫理に関する正しい理解を深め、公務員倫理に関するコンプライアンス意識をより一層高めることを狙いとし、国家公務員倫理審査会職員を講師に迎え講習会を実施。

<開催日時及び形式>

開催方法・日程①:完全Web形式(Teamsライブイベント機能)でのLIVE配信映像を視聴
令和4年11月30日(水)10時00分から10時45分

開催方法・日程②:講習会後のイントラ掲載映像を視聴
重点視聴期間12月1日(木)～12月23日(金)

<標題及び講師>

標題:事例で考える国家公務員倫理

講師:国家公務員倫理審査会事務局 首席参事官 府川陽子 氏

<講習内容>

- (1)国家公務員倫理審査会
- (2)倫理法・倫理規程におけるルールの全体像
- (3)利害関係者との間における禁止行為:全体像
- (4)ケーススタディ(物品受領)
 - ① 利害関係者の場合、物品の受領は禁止
 - ② 利害関係者以外の場合、社会通念上相当か
 - ③ 贈与等報告書
 - ④ 受領した本人以外への影響
(倫理保持を阻害する行為の禁止等)

(5)予防策の例

(6)断り方

<講義時間>

28分 内訳 講義 5分
ケーススタディ 23分

<視聴人数>

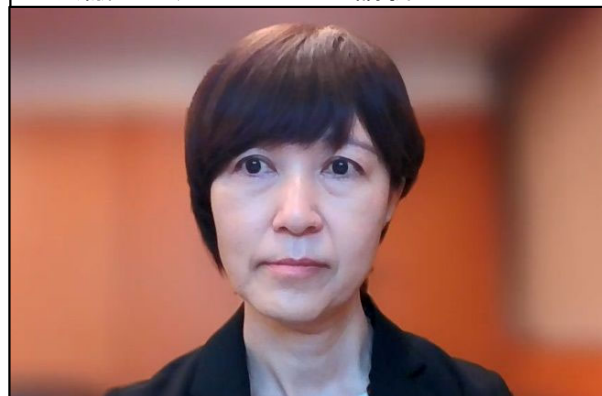
2,195人 内訳 開催方法①1,490人
開催方法② 705人

(参考:視聴人数推移)

- ・令和4年度第3回 官製談合防止 :LIVE配信及びイントラ掲載 2,393人
- ・令和4年度第2回 個人情報保護法:LIVE配信及びイントラ掲載 1,409人
- ・令和3年度第4回 公務員倫理 :LIVE配信及びイントラ掲載 1,694人
- ・令和3年度第3回 公文書管理ほか:LIVE配信及びイントラ掲載 1,551人

【受講者画面】

国家公務員倫理審査会事務局
会議室よりWeb形式にて講義



第4回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について

アンケート回答数 2195件

受講者

係長級以下クラス
(主任、係員、期間
業務職員を含む)
54%

管理職クラス
(事務所長、副所
長、官クラス、課長、
出張所長など)
26%

課長補佐クラス
(専門調査官、監
督官、専門官、専
門職など) 20%

講習時間

時間も内容も適当

集中力が持続する適当な時間

視聴のハードルが低い(業務の合間などスケ
ジュールしやすい)時間でよい。

少し短い、45分程度あっても良い。

満足度

ある程度満足
35%

満足
65%

理解度

どちらかといえば
理解できた
30%

全体的に十分
理解できた
70%

2. 意見等(要約)

ケーススタディを題材にポイントごとに該当法令等を照らし合わせての解説で、よく理解できた。

日常にありそうな場面の対応事例(断り方)の具体例が大変参考になった。

利害関係者と講義であったような場面を経験したことはないが、ルールの把握は必要。

法令が国家公務員にしか適用されず、贈与側は刑法しかないことを認識した。

過去質問が多かった内容を、今回のようにケーススタディを通して講義して欲しい。

自分の判断基準と倫理法との相違がないか、改めて確認するよい機会となった

慣習で対処する場面を多く見るため、管理職以上向けの講習があっても良い

令和4年度 第5回コンプライアンス講習会 実施結果報告

<趣旨>

令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画の推進施策として四半期毎に実施する5回目のコンプライアンス講習会(第1回は本局幹部及び事務所長向け)。

今回は、公務員倫理に関するコンプライアンス意識をより一層高めることを狙いとし、多くの職員が効果的に受講することを意図し、webにより、身近な事例を用い、短時間開催で、国家公務員倫理審査会職員を講師として実施。

<開催日時及び形式>

開催方法・日程①:完全Web形式(Teamsライブイベント機能)でのLIVE配信映像を視聴

令和5年1月24日(火)14時00分から14時45分

開催方法・日程②:講習会後のイントラ掲載映像を視聴

重点視聴期間1月26日(木)~2月10日(金)

<標題及び講師>

標題:事例で考える国家公務員倫理 第2回

講師:国家公務員倫理審査会事務局 首席参事官 府川陽子 氏

<講習内容>

(1)前回の復習(差し入れについて)

(2)皆様からのご質問(利害関係者の範囲)

(3)皆様からのご質問(差し入れ関連)

(4)解説

① 利害関係者との間における禁止行為:全体像

② 利害関係者との間における禁止行為:無償の役務提供

③ 利害関係者との間における禁止行為:供応接待①②

(5)ケーススタディ①-視察-

(6)ケーススタディ②-意見交換-

(6)ケーススタディ③-懇親会-

【受講者画面】

国家公務員倫理審査会事務局
会議室よりWeb形式にて講義



<講義時間>

28分	内訳	質問への回答	7分
		解説	3分
		ケーススタディ	18分

<視聴人数>

2,285人	内訳	開催方法①	1,625人
		開催方法②	660人

(参考:視聴人数推移)

- ・令和4年度第4回 公務員倫理 :LIVE配信及びイントラ掲載 2,195人
- ・令和4年度第3回 官製談合防止 :LIVE配信及びイントラ掲載 2,393人
- ・令和4年度第2回 個人情報保護法:LIVE配信及びイントラ掲載 1,409人
- ・令和3年度第4回 公務員倫理 :LIVE配信及びイントラ掲載 1,694人

第5回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について

アンケート回答数 2185件

受講者

係長級以下クラス
(主任、係員、期間
業務職員を含む)
55%

管理職クラス
(事務所長、副所
長、官クラス、課長、
出張所長など)
25%

課長補佐クラス
(専門調査官、監
督官、専門官、専
門職など) 20%

講習時間

1時間1コマよりも、短時間複数回が良い

業務の都合がつけやすい適当な時間

集中力が持続する時間

15分から20分程度が良い。

少し短い、45分程度あっても良い。

満足度

やや不満 1%

ある程度満足
32%

満足 67%

理解度

どちらかといえば
理解できた
30%

全体的に十分
理解できた
70%

2. 意見等(要約)

国家公務員倫理法第1条のものさしが、考え方の参考になり心に残った。

車での送迎や飲食・供応接待など、関わりある事例で理解しやすかった。

民間の接待に対する対応方法、領収書の重要性という未然に防ぐ方法が参考になった。

多くの職員が疑問に思っている質問に対する回答であり、QA方式の講義で分かりやすかった。

前回(第4回)の復習があったこと、前回への質問回答という流れが良かった。

12月の倫理月間やパワハラ防止週間の自習、コンプライアンス講習会等々と続き、混乱している職員が多くいた。(事案発生により講習が増えた。重要と承知だが頻度が多い。との意見あり)

在宅勤務において新たに生じているコンプライアンス上の問題と対応方法をテーマとした講習を希望

復習や自己都合による視聴が可能なため、イントラへの録画掲載は継続して欲しい。

令和4年度 事務所等巡回コンプライアンス講習会 実施結果報告

日時：令和4年10月6日～令和5年1月30日、対面又はWeb形式にて実施
構成：第1部 講義・第2部 事例研究・第3部 事務所幹部による意見交換
実施単位：原則、入札契約手続きの集約化グループ毎に実施。一部単独事務所開催あり。

講師：適正業務管理官 又は 港政調整官
コンプライアンス指導者－第2部 事例研究での進行

参加者：1,550名

<第1部 講義の内容>

- 1 コンプライアンスを実現するために
(職員個人が行うこと・できること、組織としてで実施すること)
- 2 関東地方整備局におけるコンプライアンス構成
- 3 コンプライアンス推進の取組強化の経緯(過去の談合事案を振り返る)
- 4 発注者綱紀保持規程(規則・ルール、事業者との対応ルール、不当な働きかけへの対応)
- 5 官製談合防止法(法律、入札談合関与行為の4類型、行政上の措置)
- 6 不祥事の結末について
- 7 発注者綱紀保持マニュアル「発注に関する情報の適切な管理」発注初任者等へむけて
- 8 事例研究(コンプライアンス・ミーティング)の説明

<第2部 事例研究の内容>

利根川下流河川事務所事案を題材に考える。
(発注に関する情報の適切な管理、職場環境づくり、コンプライアンス意識の醸成等)

<事例研究の方法を変更>

所属横断的な班構成とし、普段とは違うメンバーでの意見交換を促した。

<第3部 事務所幹部による意見交換の内容>

参加者：事務所長、副所長(事務・技術)

風通しのよい職場環境づくりをテーマとし、各事務所で実施した取組や結果の紹介、意見交換。

紹介された取組例

- ・若手職員の現場視察・コミュニケーションルームの設置
- ・動画配信による職員や業務紹介(「所内報(紙ベース)」を動画(Teams)で実施)
- ・レクリエーションの実施・事務所幹部と若手職員との昼食会・事務所長室にお菓子

【講習会についての要望、意見、感想等】

- ・実際にあった事例を題材に内容を確認することで、各個人がより危機感を持つべきもの感じた。
- ・課や職種の違う方と意見交換ができてよかった。
- ・他事務所の意見が聞けて良かった。
- ・対面でミーティングでは、ランダムに自由に述べることができよい対話になった。
- ・2～3事務所での実施が良い。班別討議の発表時間が延びるし、通信不具合も起こりやすいため。

令和4年度 適正業務管理官又は港政調整官による事務所等でのコンプライアンス講習会 実施状況

No.	実施日	実施事務所等	対象者	参加人数	実施者(講師)	所長ヒア	備考
1	R4.10.6	利根上流河川事務所	全職員	97	適正業務管理官	巡回講習会	
2	R4.11.22	江戸川河川事務所	全職員	36	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者(派遣)
3	R4.11.22	北首都国道事務所	全職員	31	適正業務管理官	第7回推進本部会議	
4	R4.11.29	鹿島港湾・空港整備事務所	全職員	37	港政調整官	巡回講習会	
5	R4.12.2	京浜港湾事務所	全職員	34	港政調整官	巡回講習会	
6	R4.12.8	東京港湾事務所	全職員	25	港政調整官	第9回推進本部会議	コンプライアンス指導者
7	R4.12.12	横浜港湾空港技術調査事務所	全職員	22	港政調整官	巡回講習会	
8	R4.12.14	東京湾口航路事務所	全職員	17	港政調整官	第9回推進本部会議	
9	R4.12.14	特定離島港湾事務所	全職員	16	港政調整官	巡回講習会	
10	R4.12.19	東京空港整備事務所	全職員	57	港政調整官	第5回推進本部会議	
11	R4.12.20	利根川水系砂防事務所	全職員	54	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
12	R4.12.20	品木ダム水質管理所	全職員	11	適正業務管理官	第12回推進本部会議	
13	R4.12.20	甲府河川国道事務所	全職員	75	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
14	R4.12.22	富士川砂防事務所	全職員	19	適正業務管理官	—	
15	R4.12.22	千葉港湾事務所	全職員	21	港政調整官	第1回推進本部会議	
16	R5.1.12	荒川上流河川事務所	全職員	28	適正業務管理官	第5回推進本部会議	コンプライアンス指導者
17	R5.1.12	荒川調節池工事事務所	全職員	34	適正業務管理官	巡回講習会	
18	R5.1.12	二瀬ダム管理所	全職員	6	適正業務管理官	—	
19	R5.1.12	大宮国道事務所	全職員	51	適正業務管理官	第9回推進本部会議	
20	R5.1.12	関東道路メンテナンスセンター	全職員	15	適正業務管理官	第6回推進本部会議	コンプライアンス指導者
21	R5.1.13	首都国道事務所	全職員	44	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
22	R5.1.13	千葉国道事務所	全職員	67	適正業務管理官	第10回推進本部会議	
23	R5.1.13	関東技術事務所	全職員	33	適正業務管理官	第3回推進本部会議	
24	R5.1.16	荒川下流河川事務所	全職員	29	適正業務管理官	巡回講習会	
25	R5.1.16	東京国道事務所	全職員	25	適正業務管理官	第2回推進本部会議	
26	R5.1.16	東京外かく環状国道事務所	全職員	5	適正業務管理官	第12回推進本部会議	
27	R5.1.16	東京一宮繕事務所	全職員	19	適正業務管理官	第2回推進本部会議	
28	R5.1.16	東京二宮繕事務所	全職員	18	適正業務管理官	第6回推進本部会議	
29	R5.1.17	利根下流河川事務所	全職員	88	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
30	R5.1.18	京浜河川事務所	全職員	106	適正業務管理官	第7回推進本部会議	コンプライアンス指導者
31	R5.1.18	相模川水系広域ダム管理事務所	全職員	16	適正業務管理官	第11回推進本部会議	
32	R5.1.19	長野国道事務所	全職員	67	適正業務管理官	—	
33	R5.1.19	長野宮繕事務所	全職員	9	適正業務管理官	—	
34	R5.1.20	霞ヶ浦導水工事事務所	全職員	44	適正業務管理官	—	完全Web形式
35	R5.1.20	久慈川緊急治水対策河川事務所	全職員	24	適正業務管理官	巡回講習会	完全Web形式
36	R5.1.20	常総国道事務所	全職員	37	適正業務管理官	巡回講習会	完全Web形式
37	R5.1.20	常陸河川国道事務所	全職員	60	適正業務管理官	巡回講習会	完全Web形式 コンプライアンス指導者
38	R5.1.20	国営常陸海浜公園事務所	全職員	11	適正業務管理官	巡回講習会	完全Web形式
39	R5.1.23	川崎国道事務所	全職員	43	適正業務管理官	第4回推進本部会議	完全Web形式
40	R5.1.23	横浜国道事務所	全職員	124	適正業務管理官	—	完全Web形式
41	R5.1.23	横浜宮繕事務所	全職員	18	適正業務管理官	第11回推進本部会議	完全Web形式
			小計	1,573			

42	R5.1.25	渡良瀬河川事務所	全職員	33	適正業務管理官	第3回推進本部会議	完全Web形式 コンプライアンス指導者
43	R5.1.25	利根川ダム統合管理事務所	全職員	51	適正業務管理官	第10回推進本部会議	完全Web形式 コンプライアンス指導者
44	R5.1.25	高崎河川国道事務所	全職員	35	適正業務管理官	—	完全Web形式
45	R5.1.26	霞ヶ浦河川事務所	全職員	43	適正業務管理官	第1回推進本部会議	コンプライアンス指導者
46	R5.1.27	相武国道事務所	全職員	62	適正業務管理官	巡回講習会	完全Web形式
47	R5.1.27	国営昭和記念公園事務所	全職員	23	適正業務管理官	第4回推進本部会議	完全Web形式
48	R5.1.27	甲武営繕事務所	全職員	9	適正業務管理官	第8回推進本部会議	完全Web形式
49	R5.1.30	下館河川事務所	全職員	42	適正業務管理官	巡回講習会	
50	R5.1.30	日光砂防事務所	全職員	30	適正業務管理官	第8回推進本部会議	
51	R5.1.30	鬼怒川ダム統合管理事務所	全職員	38	適正業務管理官	—	
52	R5.1.30	宇都宮国道事務所	全職員	69	適正業務管理官	—	
53	R5.1.30	宇都宮営繕事務所	全職員	14	適正業務管理官	—	
			小計	449			
			合計	2,022			

【第1部受講風景】



(京浜港湾事務所)

【コンプライアンス指導者による第2部進行風景】



(霞ヶ浦河川事務所)

令和4年度 関東地方整備局適正業務管理官から配信したコンプライアンスに関する情報

1) 「公務員の不祥事等」を配信(毎月)

国家公務員・地方公務員等が起こした不祥事例を、新聞・インターネット等から収集し、概要(懲戒処分、刑事罰等を含む)を取りまとめて、毎月1回各事務所等に配信した。

2) コンプライアンス推進本部会議の会議資料(毎月)

各事務所の取組については、推進本部会議で発表される事例をイントラに掲載した。

3) コンプライアンス・ミーティングの題材提供(四半期毎)

以下の各テーマについて、期間業務職員も共に意見交換が出来るよう配慮したミーティング題材を作成し、四半期毎に各事務所等にメールで配信した。

- ◇第1四半期 ・電話対応
 - ・発注事務に関する情報の適切な管理
- ◇第2四半期 ・誤郵送
 - ・不当な働きかけ－工事内容の変更に関する事業者からの要求
- ◇第3四半期 ・発注事務に関する情報の適切な管理について
 - ※発注者綱紀保持マニュアル抜粋を参考資料とした進行要領を添付
- ◇第4四半期 ・身近なコンプライアンスリスク
 - ※令和3年度発生した九州地整事案の報告書抜粋を参考資料とした進行要領を添付

4) 資料DVDの貸出等

所内講習会やミーティングでの使用を希望する事務所等に貸し出し。
また、職員が各々適時視聴できるよう、著作権の2次使用許諾を得た映像教材を、イントラネットを活用して配信した。

5) コンプライアンス・倫理カードの配布

九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書(令和3年12月20日)を受け、イントラにひな形を掲載し、各所属で印刷して使用できるようにしている「コンプライアンス・倫理カード」の活用について、改めて周知するため、耐久性のある紙に印刷し、職員へ配布。

※九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書
(令和3年12月20日:九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会)
第5章 再発防止策

5-1 コンプライアンス意識の一層の浸透

5-1-1 コンプライアンス推進計画に基づく取組の着実な実施【継続】

『 国家公務員としての心構え、国家公務員倫理、発注者綱紀保持に関するルール等を掲載した「職場の健康づくりポケットブック」の常時携帯を徹底する。』

令和4年度 関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

No.	種別	研修名	実施日	講義名	講師	講義時間(分)	受講者数(人)
1	基幹	新規採用職員(一般職)	R4.4.5	公務員制度(服務・倫理、ハラスメント防止、ワークライフバランス、人事評価、障害者差別解消法等)	総務部 人事課 課長補佐等	100	196
			R4.4.5	情報セキュリティ	企画部 情報通信技術課 課長補佐	50	
			R4.4.6	コンプライアンス・情報公開・個人情報	適正業務管理官等	50	
			R4.4.6	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	50	
2	基幹	管理能力向上(上期)	R4.4.20	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	93
3	基幹	事務職員(一般職)	R4.5.18	個人情報・危機管理	総務部 総務課長	30	46
			R4.5.18	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	
			R4.5.18	服務・勤務時間・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	
4	基幹	建設技術(中級)	R4.5.24	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	31
5	基幹	管理能力向上(下期)	R4.5.26	ハラスメント防止・ワークライフバランス推進	人事計画官	60	103
6	基幹	建設技術(初級)前期	R4.6.10	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	94
7	基幹	新任係長	R4.10.4	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	37
			R4.10.4	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	30	
8	基幹	一般職員能力向上	R4.10.26	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	48
			R4.10.26	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	
9	基幹	建設技術(係長)	R4.11.2	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	24
12	専門	専門(用地・基礎)	R4.5.30	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	30
13	専門	専門(道路管理)	R4.6.1	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	15
14	専門	専門(契約)	R4.6.8	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	18
15	専門	専門(河川管理)	R4.7.25	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	17
16	専門	専門(会計)	R4.7.26	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	17
10	実践	現場係長(河川)	R4.5.18	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	21
11	実践	現場係長(道路)	R4.5.18	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	14
17	実践	行政情報システム運用管理	R4.5.20	行政情報システムについて	企画部 情報通信技術課 システム運営係長	45	36
18	実践	ハラスメント相談員	R4.5.25	ハラスメントについて	外部講師	210	89
19	実践	契約事務管理	R4.9.12	求められる人材像	契約管理官	30	11
20	実践	情報公開	R4.10.18	個人情報保護法	総務部 総務課 建設専門官	60	22
21	基礎	情報セキュリティ	R4.11.24	情報セキュリティ基礎	外部講師	90	17
21研修 28講義							979

令和4年度において本局各部署が実施した会議等におけるコンプライアンス講義等の実施状況

No.	実施日	会議名等	主な対象者	参加人数	実施者(講師)	備考
1	R4.4.26	副所長・総務課長会議	副所長 総務課長	136	適正業務管理官	「令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」
2	R4.4.27	用地担当管理者会議	用地担当課長	124	適正業務管理官	「令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」
3	R4.6.1	経理担当課長会議	経理担当課長	112	適正業務管理官	「コンプライアンスについて」
4	R4.8.23	緊急事務所長会議	事務所長	80	企画部長	「発注者綱紀保持の徹底について」
5	R4.9.21	緊急事務所長会議	事務所長	80	適正業務管理官	「利根川下流河川事務所発注業務に係るコンプライアンス違反及び再発防止について」
6	R4.10.14	副所長・総務課長会議	副所長 総務課長	87	適正業務管理官	「利根川下流河川事務所発注業務に係るコンプライアンス違反及び再発防止について」
7	R4.10.26	副所長(事技)会議	副所長(事務・技術)	89	適正業務管理官	「利根川下流河川事務所発注業務に係るコンプライアンス違反及び再発防止について」
8	R4.10.27	副所長(事技)会議	副所長 総務課長	42	適正業務管理官	「利根川下流河川事務所発注業務に係るコンプライアンス違反及び再発防止について」
9	R5.2.15	経理担当課長会議	経理担当課長	120	適正業務管理官	「コンプライアンスについて」
10	R5.2.23	経理・契約実務講習会	会計・契約 事務初任者	100	適正業務管理官	「発注者綱紀保持について」
計				970		

令和4年度 関東地方整備局コンプライアンス週間 実施結果報告

実施期間: 令和4年6月1日(水)～6月7日(火)

今年度の「関東地方整備局コンプライアンス週間」においては、職員が個々に各取組項目にアクセスするよう工夫し、自主的に実施されることを図った。

1. コンプライアンス週間の周知及び取組への誘導

- ・各職員の行政パソコンログイン時に、週間の趣旨と各種取組へのリンクを掲載したポップアップ画面表示
- ・関東地整ポータル(ガルーン)でのお知らせ及びリンクの掲載
- ・各部署からメールでお知らせ及びリンク先URLの送付

2. 外部講師による講習会の実施(Web形式)

- ・4月に施行された「改正個人情報保護法」について、外部講師(個人情報保護委員会事務局 法制室 担当官)による講習会を、Microsoft Teamsのライブイベント機能により配信
- ・講義テキスト及び録画映像をイントラに掲載し、職員の都合の良い時間に視聴できることとした。
映像を1本30分程度に分割し、視聴時間及び主な内容を表記。

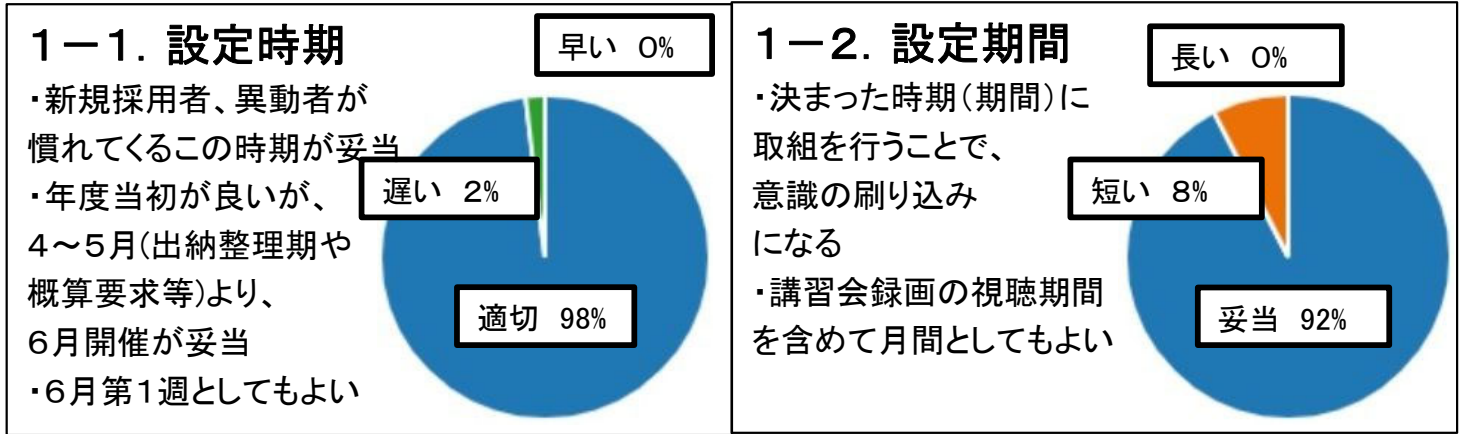
3. 発注者綱紀保持に関する自己点検の実施

- ・情報管理を含め、普段は意識していないが身近なものを設問として用意し、いわゆる「ひっかけ」問題とはならないよう考慮(10問)
- ・設問、回答フォームにMicrosoft Formsを活用し、結果は本局で集計

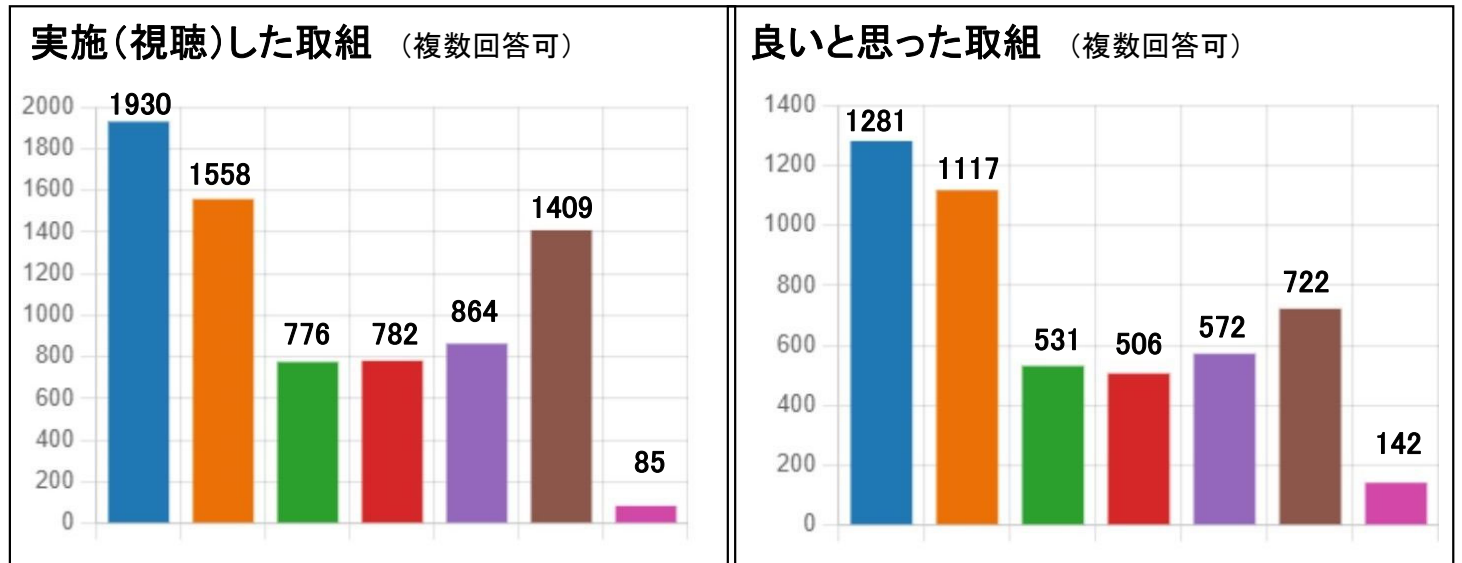
4. コンプライアンスに関するビデオ映像の配信

- ・配信映像はイントラに掲載し、職員の都合の良い時間に視聴できることとした。
- ・イントラネットの映像掲載箇所へのリンクを掲載した ポップアップ画面表示や関東地整ポータル(ガルーン)のお知らせなどから視聴。

週間に関するアンケート 集計結果



2. 各種取組について



凡例	
■ ポップアップメッセージの確認	■ 映像視聴「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」
■ 発注者綱紀保持セルフチェックを実施	■ 映像視聴「事例で学ぶ倫理法・倫理規程」
■ 映像視聴「アニメで再現！不祥事の未然防止・再発防止」	■ 講習会「個人情報保護法の概要」録画視聴含む
	■ 実施しなかった。または 良い取組なし

取組	良かった点	悪かった点、改善が必要な点
パソコンへの取組へのリンクを掲載したポップアップ画面表示による周知	<ul style="list-style-type: none"> ・メールでの周知では限界があるので、ポップアップは効果的 ・各取組へのリンクによりスムーズに実施できた 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来はPCを毎日再起動すべきだが、在宅勤務を予定している場合など必ずしも毎日再起動していない職員もいるので、結局は他の方法でも周知しないと認識してもらえない ・取組項目ごとに、小出しでリマインドしながら周知をしておかないと参加率が低くなる
講習会「テーマ:個人情報保護法の概要」	<ul style="list-style-type: none"> ・広義のコンプライアンスと捉えて職員の意識醸成ができた ・録画は、映像資料が分割され、各自の都合で視聴できるのは、良かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自席で1時間受講するのは難しい。
発注者綱紀保持に関する自己点検 (Microsoft Formsの活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に理解度が示されることは良かった ・1ヶ月間実施できることが良かった 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施しないと画面を消すことができないような設定があればよい ・所属職員の実施状況が把握できない
コンプライアンスに関するビデオ映像の配信 (計6本)	<ul style="list-style-type: none"> ・イントラに掲載されている映像は、いつでも見られるので非常に良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴映像が多すぎる ・通信環境の問題かもしれないが、ダウンロード時間が長い、途中で切れた。

1. コンプライアンス週間の周知及び取組への誘導

行政PCポップアップ

* 適正業務管理官室からのお知らせです *

6月1日(水)から6月7日(火)までは
「関東地方整備局コンプライアンス週間」です。

「関東地方整備局コンプライアンス週間」は、職員のコンプライアンス意識を更に高めることを目的とした各種取組を行うため、関東地方整備局が独自に設定している週間です。

！コンプライアンス教材映像を掲載中！

新たな動画をアップしました。
ぜひ[こちら](#)からご覧ください。

☆☆発注者網紀保持に関するセルフチェック実施中☆☆

以下からリンク先へ移動し、表示される画面からご回答ください。
画面の左下「送信」をクリックすると回答終了です。

[発注者網紀保持に関するセルフチェック](#)

回答は1人1回です。コンプライアンス週間最終日に設問と解説をイントラへ掲載します。

ガルーンへの掲載

★《追加 講習会テキスト掲載》令和4年度関東地方整備局コンプライアンス週間のお知らせ

カテゴリ：お知らせ

差出人：  ; 総務課 2022年06月01日(水) 18:08

1. コンプライアンス講習会（別途ポップアップ表示でも案内）

標題：個人情報保護法の概要

講師：個人情報保護委員会事務局法制室 参事官補佐 上田真司 氏

テキスト：添付ファイル又はイントラからダウンロード

[イントラからはこちら](#)

対象：全職員

日時：令和4年6月7日(火) 14:00～15:00

方法：Microsoft Teamsにより以下リンクから入室

[🔗コンプライアンス講習会\(6/7 14:00～15:00TeamsLIVE配信\)🔗](#)

※当日受講できない方向けに録画映像視聴も可能です。視聴は[こちら](#)から

2. 発注者網紀保持に関する自己点検の実施（別途ポップアップ表示でも案内）

内容：発注者網紀保持セルフチェック（週間最終日にイントラ掲載）

対象：全職員

方法：Microsoft Formsにより以下リンクから実施

[☆☆発注者網紀保持セルフチェック☆☆](#)

各部署から所属職員へのメール

お世話になります。

コンプライアンス週間（6/1～6/7）の通知がありましたので、お知らせします。（5/27公報掲載済）

本週間は、職員のコンプライアンス意識を更に高めることが目的とされており、以下の取組実施をお願いします。

1. コンプライアンス講習会（別途ポップアップ表示やガルーンお知らせでも案内）

内容：個人情報保護法の概要（行政機関の職員として守るべきルール）

講師：個人情報保護委員会事務局法制室担当官

対象：全職員

日時：令和4年6月7日(火) 14:00～15:00

方法：Microsoft Teamsにより以下リンクから入室

[🔗コンプライアンス講習会\(6/7 14:00～15:00TeamsLIVE配信\)🔗](#)

※当日受講できない方向けに録画映像視聴も可能となります。視聴は[こちら](#)から

2. 発注者網紀保持に関する自己点検の実施

内容：発注者網紀保持セルフチェック（解説は週間最終日にイントラ掲載）

対象：全職員

方法：Microsoft Formsにより以下リンクから実施

[☆☆発注者網紀保持セルフチェック☆☆](#)

2. 外部講師による講習会の実施(Web形式)

令和4年度 第2回コンプライアンス講習会 実施結果報告

<趣旨>

令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画における、推進施策の一つとして、コンプライアンス講習会を実施するとしており、本講習会はその取組の一環として行うものである。

今回の講習会では、個人情報保護法に関する正しい理解を深め、個人情報保護に関するコンプライアンス意識をより一層高めることを狙いとし、個人情報保護委員会事務局職員を講師に迎え講習会を実施。

<開催日時及び形式>

開催方法・日程①: 完全Web形式(Teams ライブイベント機能)での同時配信映像を視聴

令和4年6月7日(火)14時00分から15時15分

開催方法・日程②: 講習会後のイントラ掲載映像の視聴

重点視聴期間6月9日(木)～6月24日(金)

<標題及び講師>

標題 個人情報保護法の概要

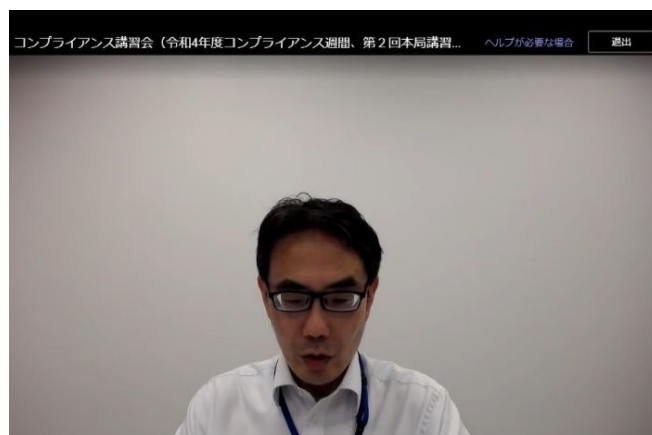
講師 個人情報保護委員会事務局 法制室 参事官補佐 上田真司 氏

<講習内容>

- (1) 個人情報保護法とは
- (2) 個人情報保護法が規律する「情報」
- (3) 行政機関等に適用される規律
- (4) 地方公共団体について
- (5) 民間事業者に適用される規律
- (6) 個人情報保護委員会の役割等

【受講者画面】

個人情報保護委員会事務局会議室より
Web形式にて講義



<視聴人数>

1,409人

内訳 開催方法① 1,029人

開催方法② 380人

(視聴人数推移)

- ・令和3年度第4回 公務員倫理 : 同時配信及びイントラ掲載 1,694人
- ・令和3年度第3回 公文書管理ほか: 同時配信及びイントラ掲載 1,551人
- ・令和3年度第2回 官製談合防止 : 同時配信及びイントラ掲載 1,979人

3. 発注者綱紀保持に関する自己点検の実施

		正答率
設問1	「関東地方整備局発注者綱紀保持規程」は、関東地方整備局において発注される工事と業務の発注事務を対象としているが、物品購入や役務等にかかる事務は対象とはなっていない。	✕ 97%
設問2	関東地方整備局発注者綱紀保持規程の対象となっている発注事務に携わる者は、期間業務職員であっても、規定上の「発注担当職員」に含まれる。	○ 90%
設問3	事業者等から不当な働きかけを受けたときは、応じられない、記録・公表される」旨を伝え、速やかに所属長等を経由して所属部長等に報告するとともに、発注者綱紀保持担当者に報告しなければならない。他の職員が不当な働きかけと思われる行為を受けているのを知った場合も同様である。	○ 99%
設問4	発注者綱紀保持規程に抵触する行為を行ったとしても、本規程自体には罰則規定はないため、職員が処分されることはない。	✕ 99%
設問5	入札談合に関与した職員については、懲戒処分が行われるとともに、入札談合等関与行為防止法や刑法等の罪に問われて刑事罰が科されるが、損害賠償までは求められない。	✕ 98%
設問6	物品調達を行う際は、計画的な調達を心がけ、入札、契約は例え少額であっても、恣意的に随意契約となるような数量に分割したり、特定の事業者が有利になるような契約の分割をしてはいけない。	○ 100%
設問7	受注者から単に契約書類や工事関係書類を受領する場合で、「単独で」対応せざるを得ない場合は、受付カウンターなどオープンな場所であれば、書類を受領できる。	○ 85%
設問8	情報管理総括責任者は、コンサル契約に係る発注事務のに関する情報を適切に管理するため、発注者綱紀保持マニュアルに定める方法に従い、情報の種類ごとに情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者を指定しなければならないが、係員等の一般職員を、情報を業務上取り扱う者に指定することはない。	✕ 73%
設問9	発注担当職員は、秘密に関する書類(記録媒体等を含む)を庁舎外に持ち出し、送付してはならないが、事務所から本局への説明のために必要な場合には、担当者個々の判断によって持ち出してよい。	✕ 96%
設問10	公表前の入札関連情報については、同じ職場内であれば、当該案件の発注に直接関係の無い職員への提供は可能である。	✕ 98%

平均スコア 93.7点

4. コンプライアンスに関するビデオ映像の配信

「高知県内における官製談合事案」を題材としたビデオ映像を配信し、事案の風化防止と官製談合防止に係る意識啓発を行った。
(国土交通省作成:27分と14分 計2本)

ビデオ名:「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」



不祥事の未然防止に関する教材映像
(映像作品:30分 1本)

ビデオ名:「アニメで再現！不祥事の未然防止・再発防止
～盗撮・ストーカー・飲酒運転・危険ドラッグ～」

公務員倫理に関する教材映像
(国家公務員倫理審査会作成:10分 計3本)

ビデオ名:「事例で学ぶ倫理法・倫理規程Vol.12」



週間に関するアンケート 集計結果

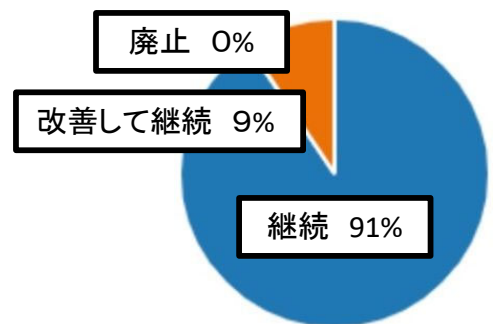
3. 来年度以降の取組継続について

〔肯定的な意見・理由〕

- ・一定の時期に集中して取組実施することで意識付けされる
- ・コンプライアンス意識の醸成は、継続性が必要

〔改善についての意見・理由〕

- ・短期間に実施しなければならないことが多すぎる



4. その他(コンプライアンス週間について 自由記述)

- ・全ての取組がWeb等により実施されていることにより、各職員は参加しやすくなっている。
- ・Microsoft Formsの活用により各部署事務担当者の負担が大幅に軽減された。ただし、所属職員の実施状況が把握できず、週間中のフォローアップができない。各部署で実施状況が確認できれば良い。
- ・自主性に任せていると、後回しにされがちである。職員を強制的に参加させる方法があると良いと思う。
- ・次回以降も全職員対象の周知は、基本的に本局から行い、各部署担当者は補足、リマインド的な連絡をするというような形が効率的で、タイムラグが生じない

関東地方整備局 コンプライアンス指導者 任命要領

令和4年5月26日
関東地方整備局

(目的)

第1条 本要領は、職員の意識改革を行う観点から、コンプライアンスの徹底について指導を行うコンプライアンス指導者を関東地方整備局長が任命するために必要となる事項について定める。

(任命等)

- 第2条 コンプライアンス指導者は、国土交通大学校が主催するコンプライアンスの指導者として養成する研修を修了した職員の中から、関東地方整備局長が別記様式により任命する。
- 2 前項の規定により任命されたコンプライアンス指導者の任期は、関東地方整備局の職員として在職するまでの間とする。ただし、他省庁等へ出向した後、再び関東地方整備局の職員となった者の再任を妨げない。
- 3 関東地方整備局長は、コンプライアンス指導者が職務上の義務違反その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、別記様式により、これを免ずることができる。

(職務内容)

- 第3条 コンプライアンス指導者は、その所属する部署においてコンプライアンスを徹底するために必要な指導及び助言を行うほか、次の各号に掲げる職務を行う。
- 一 その所属する部署以外の部署の要請に応じたコンプライアンスを徹底するための取組に対する支援
 - 二 適正業務管理官が実施する巡回コンプライアンス講習会に対する支援
 - 三 前二号に掲げる職務のほか、適正業務管理官が必要と認めるコンプライアンスを徹底するための取組に対する支援

附 則

本要領は、令和4年6月1日から適用する。